



# 長濱検疫所の設置とその後の変遷について

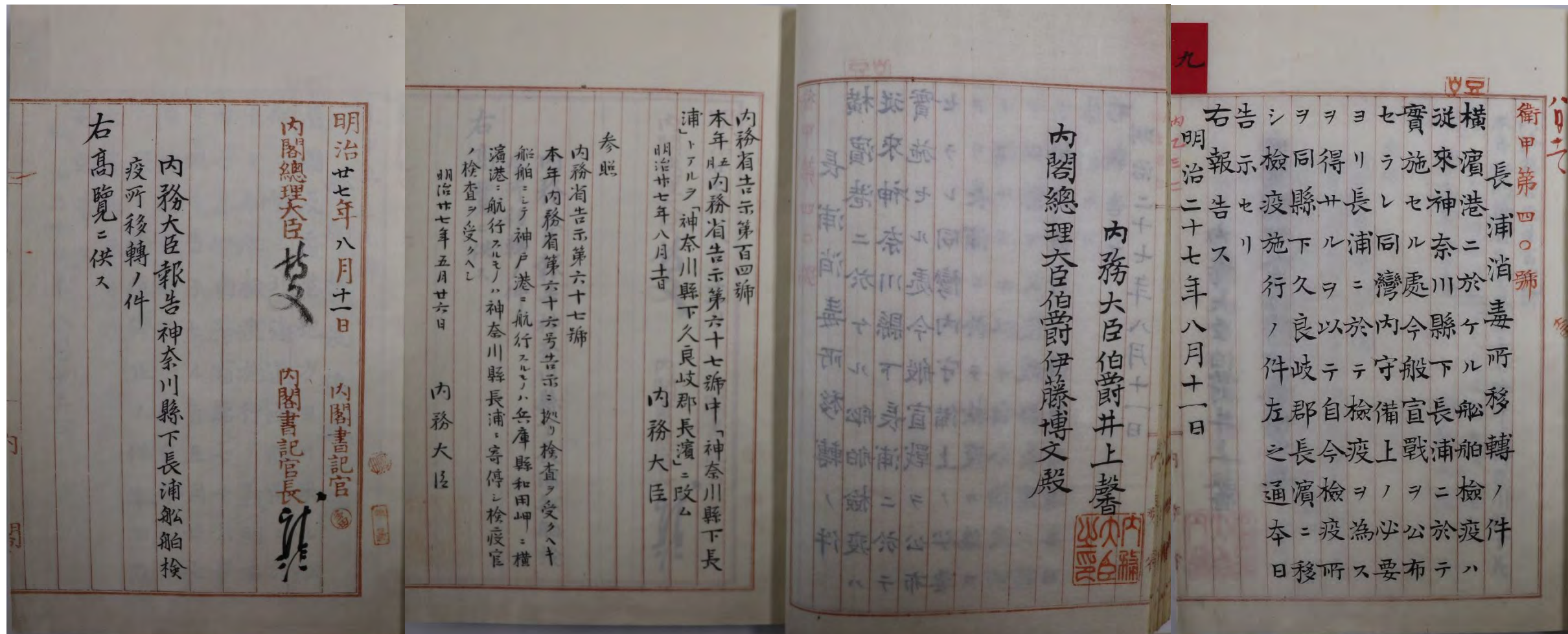
～明治・大正・昭和の時代を担った検疫所～

# I 長濱検疫所の成り立ちと変遷

## 1. 長浦消毒所の移転決定

明治11年(1878年)に設置された長浦消毒所は、日清戦争に伴う横須賀軍港拡張のため撤去されることとなり、明治27年(1894年)8月11日内務省告示「衛甲第40号」をもって、神奈川県久良岐郡金沢村大字柴(現在の横浜市金沢区長浜)への移転が決定しました。

「衛甲第40号」には、「長濱二移シ」という記述が見られます。



## 2.長濱検疫所の建設

明治27年(1894年)9月から、「長濱消毒所」建設に伴う関係工事の請負入札の公示等が出されています(総工費は118,241円)。入札の結果、工事は清水建設が請け負い、翌年3月に完成。新聞『日本』(明治28年4月2日号)は「長浦消毒所の落成 豫て新築中なりし長浦の消毒所は此程竣功し内務省へ引渡されたり」と旧名で伝えています。

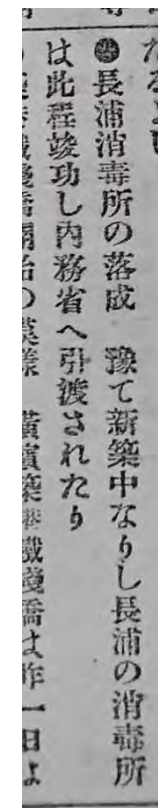
その後、明治29年(1896年)3月には内務省令により長濱消毒所から「長濱検疫所」と改称、以後、神奈川県、横濱税関などと所管が代わっていきました。なお、明治32年(1899年)5月までは必要に応じて開閉所していましたが、それ以降は常設の機関となります。

戦後は、連合軍第8軍第24騎兵師団が施設の一部を接收していた時期もあり、また、昭和22年(1947年)5月から昭和30年(1955年)7月までは、海外引揚者等の受入れなどの業務にも使用されました。

「長濱消毒所」建築に伴う関係工事請負入札の公告整理表

	公示日	工事名称	入札日	備考
1	明治27年9月28日	長濱消毒所地先防波堤築造工事	明治27年10月13日	契約至らず
2	明治27年10月20日	長濱消毒所地先防波堤築造工事	明治27年11月5日	
3	明治27年10月27日	長濱消毒所棧橋海岸石垣その他土留石垣築立工事	明治27年11月12日	
4	明治27年11月1日	長濱消毒所仮建物払下	明治27年11月16日	
5	明治27年11月9日	長濱消毒所繫船浮標製造工事	明治27年11月24日	
6	明治27年12月5日	長濱消毒所新築工事 建坪985坪余 大小28棟	明治27年12月17日	
7	明治27年12月5日	長濱消毒所貯水池築設工事	明治27年12月20日	
8	明治27年12月15日	長濱消毒所繫船浮標附属品錨及び鎖供給	明治27年12月28日	
9	明治28年1月25日	長濱消毒所附属火葬室及び火葬釜築造工事	明治28年2月9日	
10	明治28年2月9日	長濱消毒所表門同両脇小土堤井丸太櫓その他溝際石垣及び生垣工事	明治28年2月25日	

資料:「神奈川県公報」(神奈川県立公文書館所蔵)より作成



出典:新聞『日本』  
(明治28年4月2日)  
日本新聞博物館所蔵

### 3. 関東大震災による被害

大正12年(1923年)9月1日に起きた関東大震災によって、長濱検疫所の建物も倒壊などしましたが、翌年には全ての施設が原形のように復元しました。復元前後の主な建物の建坪数を見ると、建物によって若干の違いがあることが分かります。

また、長濱検疫所は明治35年(1902年)港務部官制の施行によって神奈川県港務部の所管となり、棧橋際の港湾庁舎を本拠としていたほか、明治41年(1908年)には横浜港内を埋め立てて港務部見張所を建築し、番船に代えていました。しかし、これらの施設等も関東大震災によって全潰し、また、職員が下敷きになるなど、震災によって多くの尊い命が失われました。

検疫所敷地及び主な建物の坪数について

	明治43年9月	大正14年10月
敷地坪数	14,564坪	23,097坪
一号浴室	227坪	221坪
二号浴室	201.5坪	171.50坪
一号停留所	122.5坪	145.75坪[118坪]
二号停留所	96坪	105.75坪[83坪]
検疫所事務所(2階建)	68坪	140坪(68坪)
汽罐室消毒罐室及び電気室	140.5坪	133.50坪
伝染病院事務所(2階建)	73坪	84坪(63坪)
伝染病院	145.8坪	125.75坪
細菌検査所 ※1	29.25坪	29.25坪

※1: 細菌検査所については、大正14年10月のデータがないため昭和10年6月のデータを引用しています。

※2: 大正14年10月の坪数が明治43年9月と若干異なっています。例えば一号・二号停留所に付設した事務所分を加えていると思われるため、現在確認できる事務所の坪数を除いた建坪を[ ]に記載しています。また、2階建の建物は延坪数を記載しているため( )に建坪を記載しています。



写真: いずれも、国立科学博物館所蔵

## 4.戦後の混乱期

戦後、混乱期の長濱検疫所に関しては、以下のような記録が残っています。

- ①終戦、GHQから引き渡された特殊物件について各都道府県知事が委託を受け、知事は特殊物件処理委員会に附議し具体的な処分を決定していました。
- ②神奈川県における「昭和22年(1947年)2月28日元陸海軍所管土地建物に対する一時使用並びに払下申請書調」第14回委員会資料によると、①長濱検疫所構内の建物(自動車庫、消毒倉庫)と倉庫(1棟20坪)について、「倉庫及び事務所への使用のため」とする「払下げ」申請が2件ありましたがいずれも「保留」となっています。
- ③また、長濱検疫所構内の「海軍軍需部倉庫隣接の海軍用地・倉庫敷地」について、関東海運局長が「海港検疫施設強化」のため払下申請を行い「払下げが決定」となっています。払下げの内容は「①停留所及び同所便所6棟、②停留所渡廊下1棟、③倉庫、守衛所、自動車庫5棟、④隣接倉庫及び附属工作物1棟」合計4,070㎡、敷地3,180坪です。
- ④これらの施設は一号停留所・二号停留所等の施設や周辺の土地であり、払下げ後は、横浜検疫所が管理します。また、同年5月から昭和30年(1955年)7月まで横浜援護所も使用しました。
- ⑤昭和22年2月28日から4月30日の「払下(使用)を許可せる物件調査」(第16回神奈川県特殊物件処理委員会)資料によれば、長濱検疫所が管理していた①石炭5屯、②大平釜13個、③蚊帳100個について、①は製薬会社に、②は学校給食用に、③は引揚戦災者援護用に、それぞれ払下げられています。

## 5. 検疫所職員の制服

検疫所職員の服装に関しては、文献資料や昭和初期の写真も残っています。

最初の制服は、明治32年(1899年)7月21日「海港検疫官海港検疫医官海港検疫官補海港検疫医官補海港検疫員海港検疫医員服制の件」(勅令第350号)によって決まり、同年海港検疫医官補として長濱検疫所に勤務した野口英世も着用しています。

その後、明治35年(1902年)3月29日には「港務部職員制服の公布」(勅令第128号)が出され、続く明治42年(1909年)3月13日の「港務部職員制服一部改正」(勅令第21号)によって、『帝国服制要覧』に掲載された「港務部職員制服」に見られる制服になりました。

その後所管の変遷を経て、昭和23年9月13日「検疫官吏服制公布」(政令第287号)、昭和27年11月1日「検疫所長等服制」(厚生省令第44号)によって、より利便性等を考慮した制服が規定され今日に至っています。



出典:『帝国服制要覧』(明治44年)神奈川県立公文書館所蔵

検疫員制服      検疫官制服



大正13年「税関港務部職員服制」に基づく制服



昭和27年「検疫所長等服制」に基づく制服(昭和55年頃)



昭和27年「検疫所長等服制」に基づくもので現在の制服



税務医官(昭和初期)



短剣(神戸検疫所所蔵)  
(注:左の写真とは関係ありません。)

## 6.. 検疫艇等の変遷

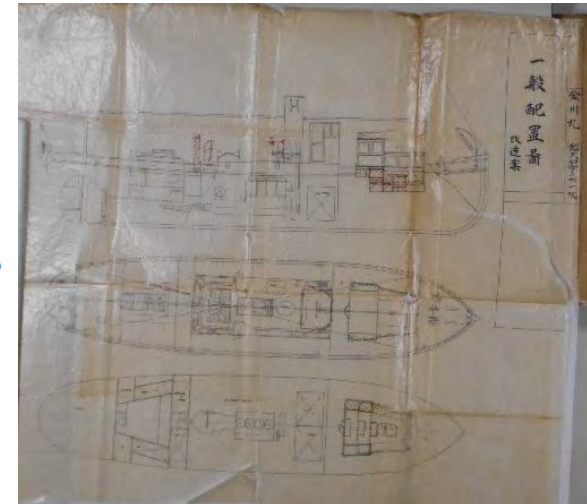
検疫を行うための「検疫艇」は、以下のような変遷をたどっています。

- ①「海港検疫法」施行前(明治32年(1899年)以前)までは、長濱検疫所での検疫は長浜沖で行っていましたが、法施行後は横浜港界附近で行うこととなりました。本牧沖に検疫番船を停泊して船内で検疫を施行し、消毒が必要になったときに限って長浜に回航していました。検疫に用いる番船は、随時又は常時汽船を借り入れてこれにあてていました。
- ②明治41年に横浜港内に港務部見張所を建設されますが、それまでは商船学校から保管転換を受けた旧軍艦「孟春号」(排水量357トン、長さ44.5m、幅6.6m)を検疫番船として利用していました。また明治43年(1910年)には、患者や消毒人等を送迎するための伝馬船5艘と、水を運ぶ水船1艘を保有していました。
- ③大正12年(1923年)9月の関東大震災関係では、汽船「金川丸」(明治42年建造)と汽船「曙丸」が壊れ修理を行うとともに、汽船「大正丸」は類焼沈没しました。
- ④昭和以降、検疫艇は検疫官が検疫区域で「臨船検疫」を行うための輸送手段として、また患者等を埠頭まで搬送するために使用されていますが、無線検疫の施行等により保有数が減少しており、横浜検疫所では「はまかぜ」を所属替えした後は所有していません。また、平成30年(2018年)2月末現在、検疫艇を保有している検疫所は全国に無く、業務に必要な際に賃借契約を行い船舶を利用しています。

検疫艇「はまかぜ」です。  
昭和55年(1980年)に進水しました。  
全長25.1m、総トン数90トン、最高速度27.78ノットでした。  
「はまかぜ」は平成23年度東京検疫所に所属替えし、平成28年12月売却されました。



関東大震災で被害を受けた汽船「金川丸」の、一般配置図改造案です。



## 7. 検疫艇の旗章の歴史

検疫艇には、目印となる「旗章」が掲げられています。現在の旗章は、以下のような経緯で生まれました。

①明治12年(1879年)7月14日に施行された「開港虎列刺病伝染予防規則」(太政官布告第28号)第4条に「検疫信号を掲げたる番船」とあり、黄一色の旗を使用したのが始まりです。

②明治35年(1902年)4月「内務省訓令」では、港務部用の船旗が定められました。白色地の上に赤色で、「Harbor master」(港長)の頭文字「H」をほぼ全体におよぶ大きさに配したものでした。ただし、この旗章は正確には検疫専用の艇旗ではなく、港長が検疫時に使用したもので、その港における権限者の象徴であり、その後の検疫艇旗とは少し趣の異なるものと解されます。

③大正6年(1917年)には臨時開港検疫所用の船旗が定められていますが、先の港務部用船旗と同様と思われます。さらに、夜間は船旗とともに提灯を用いるよう定められています。また、この船旗は、検疫実施機関の所管が大正13年(1924年)税関、昭和16年(1941年)海務局、昭和18年(1943年)海運局へとそれぞれ移管した際にも、引き続いて使用された長い歴史があります。

④昭和22年(1947年)4月、検疫行政が厚生省へ移管されたため新しい旗章の制定が必要となり、昭和23年(1948年)4月8日厚生省訓令第7号「検疫所において使用する船舶に掲揚する旗章に関する件」が施行されました。様式は、白色地に黄色で「Quarantine」(検疫)の頭文字「Q」を全体に配したものでありました。しかし、当時の社会経済状況から定められた図柄の染色加工ができず、黄と白の布を縫合して調整されるありさまで、本船その他から識別が困難であるとの指摘があり、数年を経て廃止となりました。

⑤昭和29年(1954年)6月16日、現行の旗章が厚生省訓令第3号「検疫所において使用する船舶に掲揚する旗章を定める件」によって定められました。この様式の考案に際しては、各検疫所から原案を公募する方法が採られ、応募作品の中から部分的に特性を抽出しこれをアレンジして決定しました。「Q」は前と同様の意で濃紺により表し、地の上半分の黄色は万国共通の検疫を、下半分は海と空を表現しています。



現行の  
検疫艇旗章

最後の検疫艇「はまおぎ」  
(写真:大阪検疫所撮影)



## Ⅱ 全景写真に見る長濱検疫所の変遷

### 1.明治時代(創建時)

海上から見た長濱検疫所です。左側から伝染病院(屋根)、伝染病院事務所、人夫及び船員附属賄所等。山を挟んで納屋、倉庫、二号浴室(下等船客用)、検疫所事務所、一号浴室(上等船客用)、附属舎や一号停留所(感染症の疑いがある上等船客用)が見えます。また、海上中央では未消毒者の上陸用の棧橋を造っているほか、検疫所事務所前には既消毒者の乗船用の棧橋が見えます。

参考:「上等船客」は当時の旅客船賃「一等・二等」などの利用者、「下等船客」とは旅客船賃「三等」などの利用者です。



出典:『清水建設150年』清水建設株式会社

## 2.明治40年代の長濱検疫所



海上から見た長濱検疫所です。波も穏やかで、海面に検疫所の建物等が写っています。

左側から伝染病院事務所、人夫及び船員附属賄所等。山を挟んで倉庫、二号浴室(下等船客用)、検疫所事務所、一号浴室(上等船客用)、附属舎や一号停留所(感染症の疑いがある上等船客用)が見えます。

二号浴室と検疫所事務所の前には物置があります。

また、海上、正面に未消毒者の上陸用の棧橋と、右側に既消毒者の乗船用の棧橋が見えます。

### 3.大正時代の長濱検疫所



海上から見た長濱検疫所  
です。

左側から伝染病院事務所、  
人夫及び船員附属賄所。山  
を挟んで二号浴室)、検疫所  
事務所、一号浴室、一号停  
留所が見え、二号浴室の前  
には未消毒者用の棧橋が見  
えます。

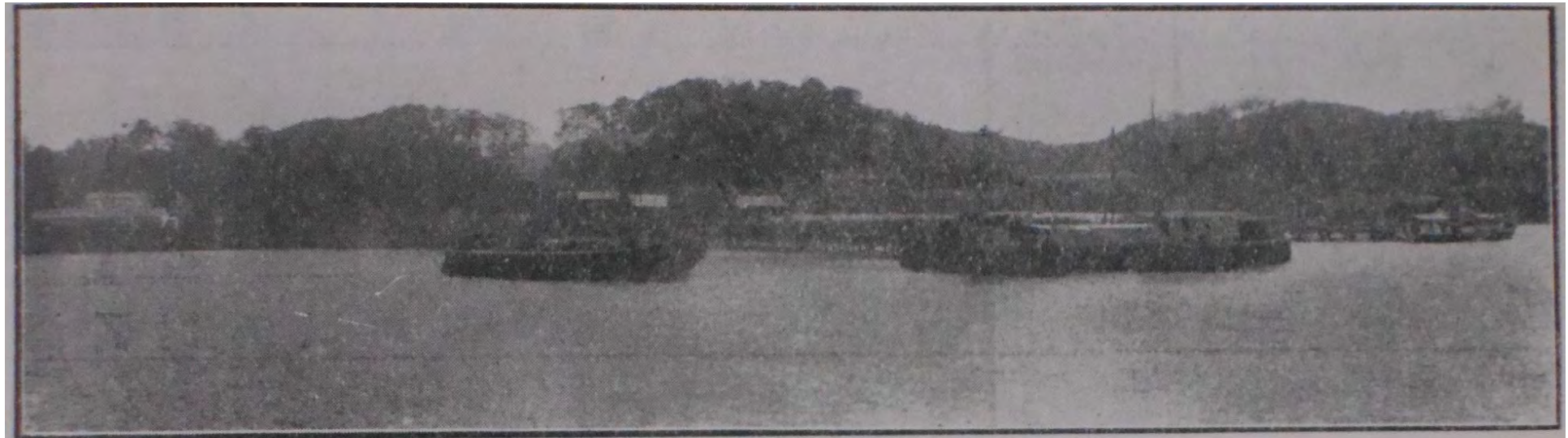
出典：『神奈川県寫真帖』（大正2年）  
神奈川県立公文書館所蔵

## 【参考】大正5年の長濱検疫所布哇丸事件

大正5年(1916年)7月27日、香港を出航しタコマに向かっていた大阪商船会社所有の米国航路船「布哇丸」(ハワイ丸)において、神戸から乗船した船客が横浜港に入港する際に数回嘔吐しました。

検疫官を派遣して確認したところ、真性コレラに罹患しており、その船客は2日後に死亡しました。

そのため、同船を長濱検疫所へ回航して乗員・乗客全てを収容(乗員133人、乗客189人等多数収容)するとともに、船を消毒しました。8月9日に停留を解きますが、その間、患者44人、死者10人を出しました。



丸哇布船汽社會船商阪大ノ中船停ニ沖濱長



十八百客船人三十三百員船ノ丸哇布船汽テシニ隘狭ハ所留停所毒消濱長  
留停假レ容ヲ請申ノ社會テ因ズハ能ルス容收ヲ數多ノ等人傭時臨及人九  
又シ設急ヲ棟八計棟一室病假者患期復回棟一室病假棟一場置物荷棟五所  
リセ要ヲ圓百五千約事工ノ棟一リタシ設建ヲ棟二テ以ヲ費國

#### 4.大正時代、関東大震災後の長濱検疫所

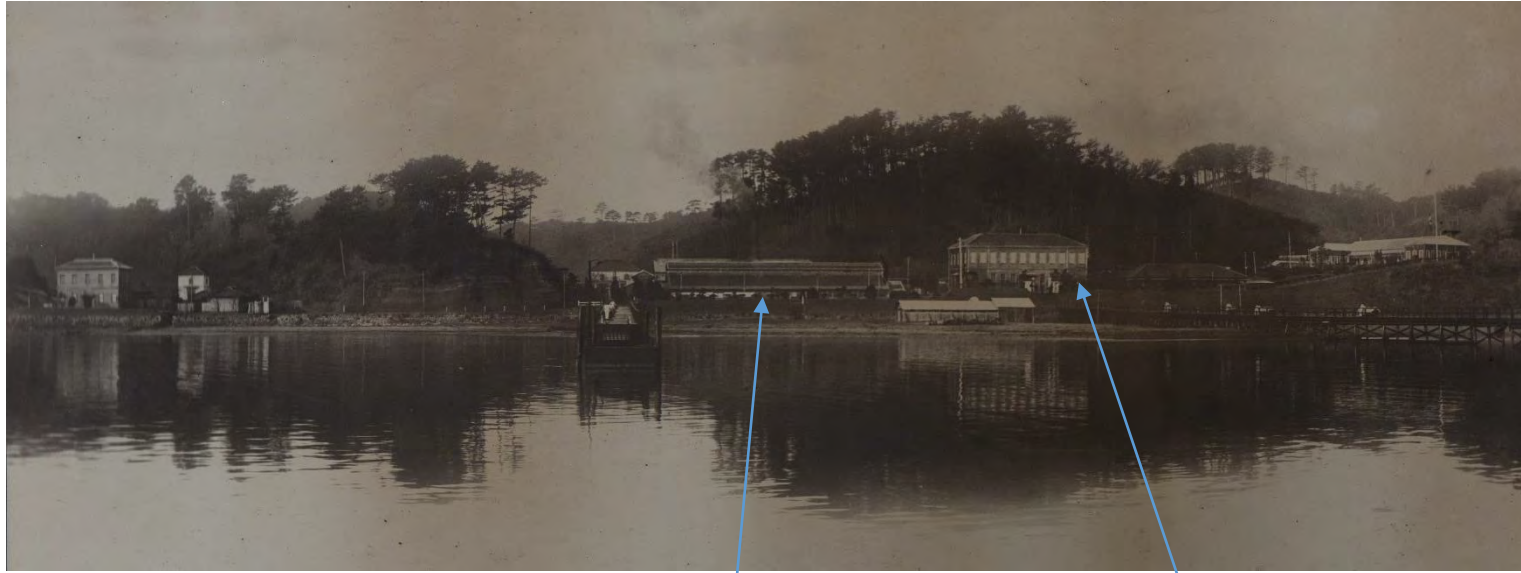
関東大震災後の長濱検疫所については、「長濱検疫所之圖」(大正14年10月1日発行、横濱税関港務部)の中に、「大正12年9月1日の大震災に依り旧来の木造の建物は倒壊して到底修繕の見込なきを以て殆んど全部改築の上原形の如く復元せしめたり。」という記載があります。

また、神奈川県立公文書館所蔵の『大正12年～昭和2年港務部営繕管理課建物』等によると、古材等も使用して改築した施設のほか、新築されたと思われる施設もあったことが分かります。



## 【参考】創建当時と関東大震災後の長濱検疫所の比較

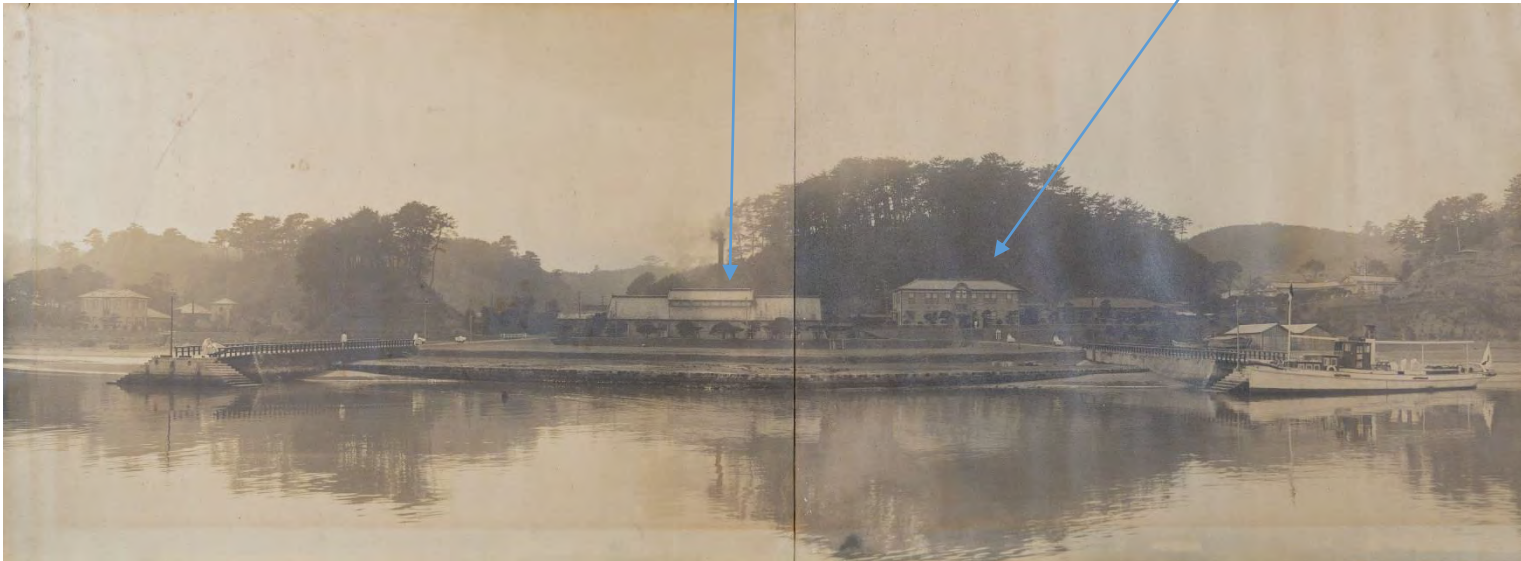
① 創建当時



二号浴室

検疫所事務所

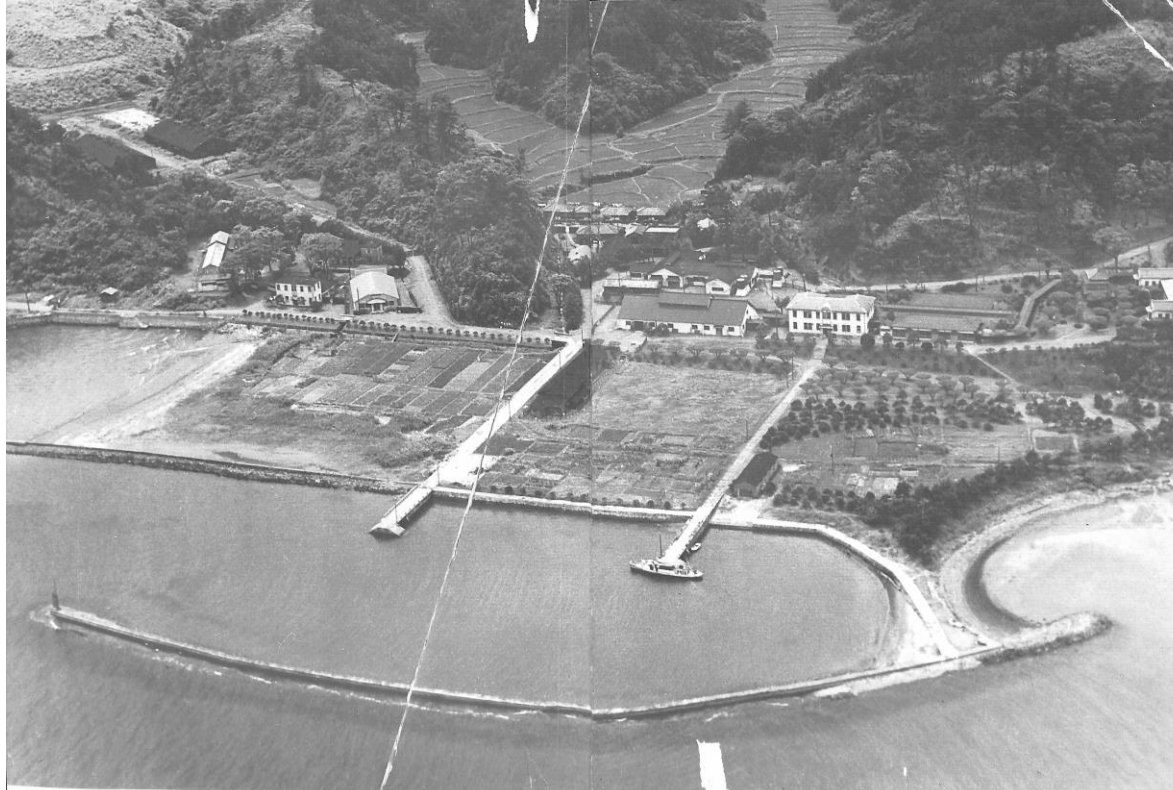
② 関東大震災後



明治28年に完成後、大正12年9月の関東大震災で建物は倒壊などしましたが、翌年には全ての施設が原形のように復元しました。

創建当時と震災後の写真を見比べると、検疫所事務所や二号浴室などでは、屋根や壁等が震災前と異なる外観となっていることが分かります。

## 5.昭和時代の横浜検疫所長浜措置場(全景)・埋立てなど(地域の変化)



昭和26(1951)年頃



昭和58(1983)年

#### 1.長濱検疫所のライフライン

##### (1) 上水道等について

施設内に自噴の井戸が3か所あり、300トン、100トン、80トンの貯水槽があり施設に給水していました。創建当時、鉄管の長さは185間5尺(約0.4km)あり、また、震災後の被害状況調査によると約4,600尺(約1.4km)でした。なお、下水道もあったようですが詳細は不明です。

##### (2) 線路

施設内には荷物の搬入等のため「軽便線路」がありました。線路は、未消毒棧橋・既消毒棧橋、一号浴室・二号浴室、汽罐及び消毒所や一号停留所の周辺など隈無く行き渡っていたようです。明治43年(1910年)当時の長さは総延長で640間5尺(約1.2km)あり、また、震災後の被害状況調査によると総延長は4,700尺(1.4km)でした。

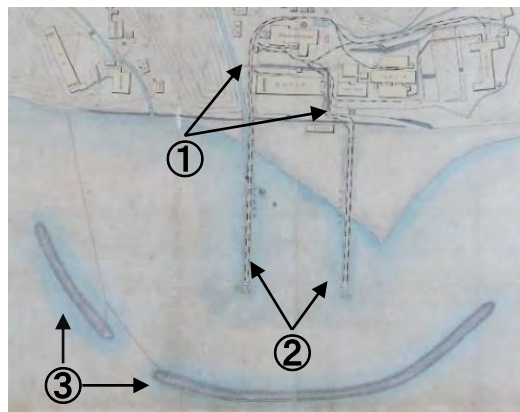
##### (3) 棧橋について

陸から海側に向けて2本の棧橋が延びており、左側が未消毒棧橋(上陸用)で、右側が既消毒棧橋(乗船用)でした。図面では同じ長さのように見えますが、未消毒棧橋は60間(109メートル)、既消毒棧橋が65間(118メートル)で9メートル既消毒棧橋が長かったようです。

##### (4) 防波堤について

2つの防波堤から構成されており、長い方が北方防波堤で140間(254メートル)、短い方が南方防波堤で50間(90メートル)ありました。

「長濱検疫所之圖」(明治43年12月)に描かれている線路①、棧橋②及び堤防③



震災後の施設全景写真に見られる荷物を押す職員(白色)

## 2.長濱検疫所・横浜検疫所の主な施設の写真

(1)大正時代

①一号停留所の内部

廊下



食堂



談話室



## 2.長濱検疫所・横浜検疫所の主な施設の写真

(1)大正時代

②二号浴室等



海側より撮影

二号浴室の内部



浴槽の手前で汚染された衣類を脱ぎ「薬浴槽」に浸かった後、消毒された衣類に着替えていました。

③一号浴室の内部



手前が脱衣所です。奥には浴槽とシャワー等が見えます。

## 2.長濱検疫所・横浜検疫所の主な施設の写真

(1)大正時代

④細菌検査室



西側より撮影

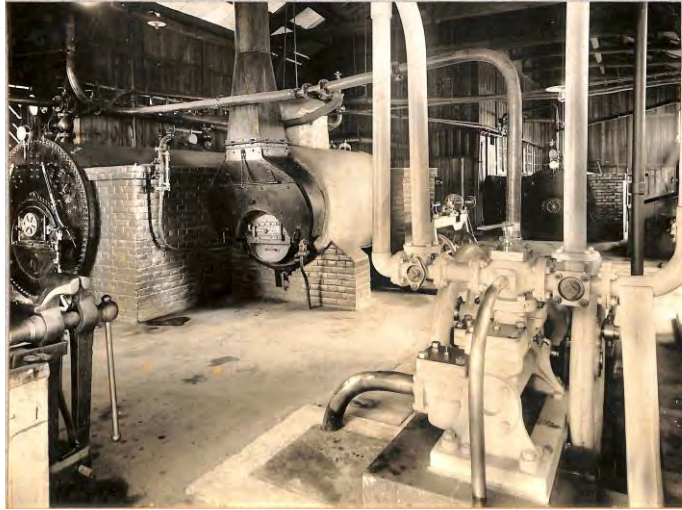
細菌検査室の内部



## 2.長濱検疫所・横浜検疫所の主な施設の写真

(1)大正時代

⑤汽缶室



消毒を効果的に行うため蒸気と共に加熱による消毒を行っていました。

⑥消毒室



船客等が脱いだ衣類を薬剤等で消毒していました。  
衣類は「番号札」を付けて船客等が間違えないようにしていました。



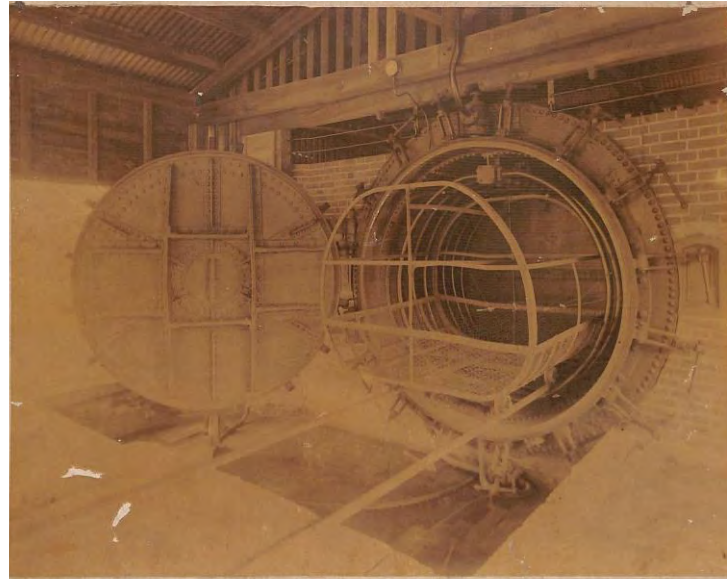
## 2.長濱検疫所・横浜検疫所の主な施設の写真

(1)大正時代

⑦船塵消毒所



本船塵介消毒室



船内に潜んでいるねずみやノミが病原体を運ぶため、荷物等を下ろした後、船舶を消毒・燻蒸していました。

## 2.長濱検疫所・横浜検疫所の主な施設の写真

(2)昭和28(1953)年

①横浜検疫所長浜措置場全景



海上より撮影

②一号停留所及び附属舎全景



西側より撮影

③一号浴室及び事務所遠望



東側より撮影

## 2.長濱検疫所・横浜検疫所の主な施設の写真

(2)昭和28(1953)年

④一号停留所



海側より撮影



山側より撮影

⑤二号停留所



海側より撮影



山側より撮影

## 2.長濱検疫所・横浜検疫所の主な施設の写真

(2)昭和28(1953)年

⑥一号浴室・既消毒休憩室



海側より撮影

⑧渡り廊下(一号浴室～一号停留所間)



東側より撮影

⑦一号浴室・未消毒待合所(手前)等



山側より撮影

## 2.長濱検疫所・横浜検疫所の主な施設の写真

(2)昭和28(1953)年

⑨事務所



海側より撮影



山側より撮影

⑩二号浴室



海側より撮影



山側より撮影

## 2.長濱検疫所・横浜検疫所の主な施設の写真

(2)昭和28(1953)年

⑪細菌検査室



海側より撮影



山側より撮影

⑫試験動物舎(旧細菌検査室)



西側より撮影

## 2.長濱検疫所・横浜検疫所の主な施設の写真

(2)昭和28(1953)年

⑬伝染病院



海側より撮影



山側より撮影

⑭伝染病院事務室



海側より撮影



山側より撮影

## 2.長濱検疫所・横浜検疫所の主な施設の写真

(3)昭和40(1965)年～50(1975)年頃

①事務所、一号浴室及び一号停留所遠望



海側より撮影

②一号浴室及び事務所遠望



東側より撮影

③事務所



海側より撮影

④試験動物舎(旧細菌検査室)及び伝染病院



東側より撮影

⑤一号浴室及び事務所遠望[昭和48(1973)年]



東側より撮影

⑥防波堤[昭和48(1973)年]



山側より撮影

## 2.長濱検疫所・横浜検疫所の主な施設の写真

(3)昭和59(1984)年

①全景



海側より撮影

②事務所及び一号浴室



海側より撮影

③附属舎(三号停留所・迎賓館)



海側より撮影

④一号浴室及び事務所遠望



東側より撮影

## 2.長濱検疫所・横浜検疫所の主な施設の写真

(3)平成3(1991)年・6年(1994)

①横浜検疫所長浜措置場門柱(平成3年)



山側より撮影

②一号停留所及び附属舎(三号停留所・迎賓館)(平成6年)



いずれも海側より撮影

③一号停留所(平成6年)

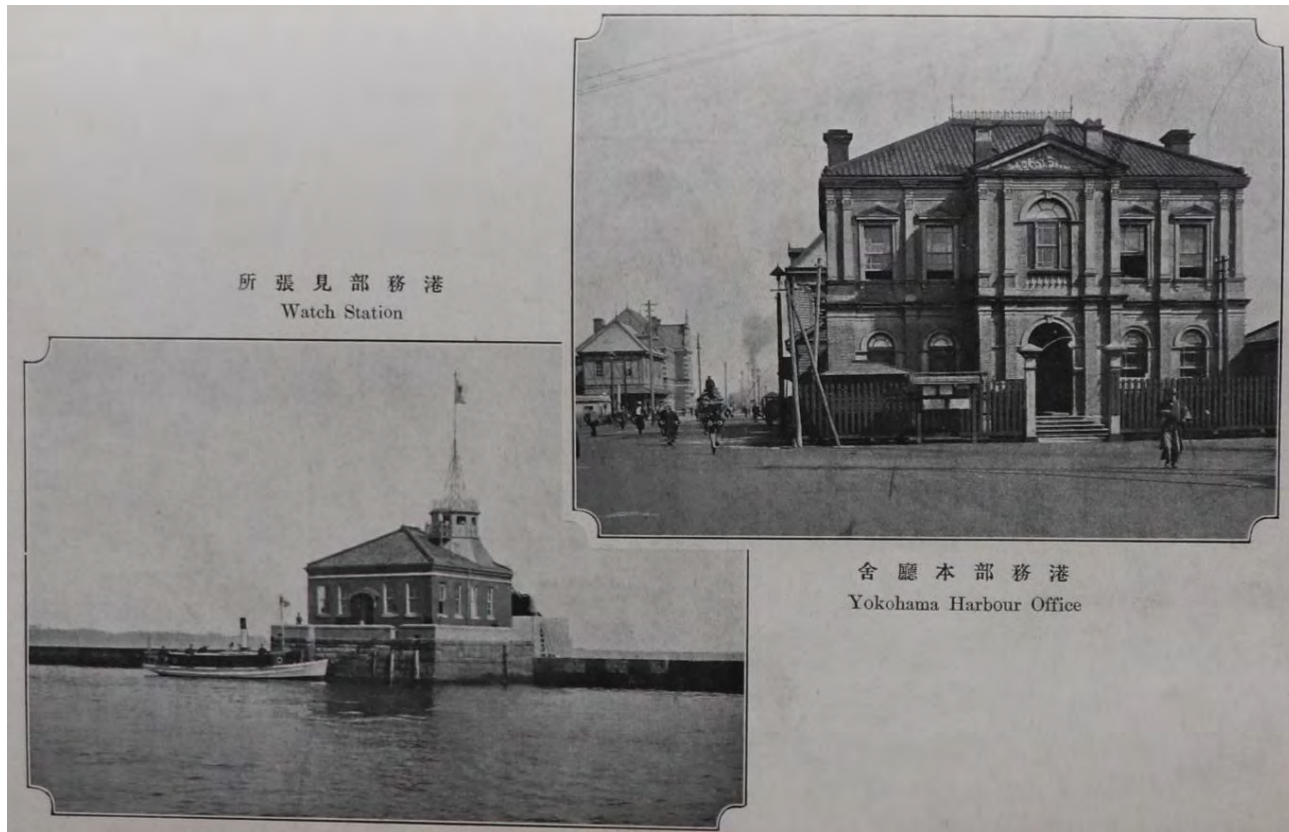


④附属舎(三号停留所・迎賓館)(平成6年)



## 2.長濱検疫所・横浜検疫所の主な施設の写真

### (3) 検疫所本所の施設等



出典:『神奈川県港務部要覧』  
神奈川県立公文書館所蔵

明治35年(1902年)「港務部官制」の施行により、検疫業務が神奈川県港務部の所掌となります。  
右上は当時の港務部本庁舎です。庁舎の後方には棧橋があり船舶からの煙が見えます。  
左下は港務部見張所です。明治41年(1908年)横浜港内を埋め立てて設置しました。階上に見晴台があります。  
1階には事務室、寝室、賄所や浴室などを備えていました。見晴所の職員は、入港船があるごとに港界線附近に停泊した小蒸気船上で臨検を行い、消毒等必要な場合は長濱検疫所へ廻航するよう命じていました。



昭和27年竣工の横浜  
検疫所本所専用の庁  
舎です。

現在の庁舎(下の写  
真)から数十メートルほ  
ど大棧橋寄りになりま  
した。



現在の横浜  
検疫所本所が  
入居する横浜  
第二港湾合同  
庁舎です(昭和  
48年竣工)。

大棧橋の入  
口にあります。

### 3.長濱検疫所の図面

(1)長濱検疫所之圖(明治43年9月10日実測神奈川縣港務部)



敷地約14,370坪、建物約1,244坪、棟数38、海中に120間の防波堤、その内に65間の木造棧橋を架し、船客や貨物の陸揚げに用いていました。

上等船客用に14の停留室、下等船客用には100人収容の停留室があり、それぞれ男女の浴場、化粧室があったほか、消毒施設はもちろん、食堂、談話室、伝染病院、火葬場まで設けられ、当時としては本格的な検疫所でした。







# 3.長濱検疫所の図面

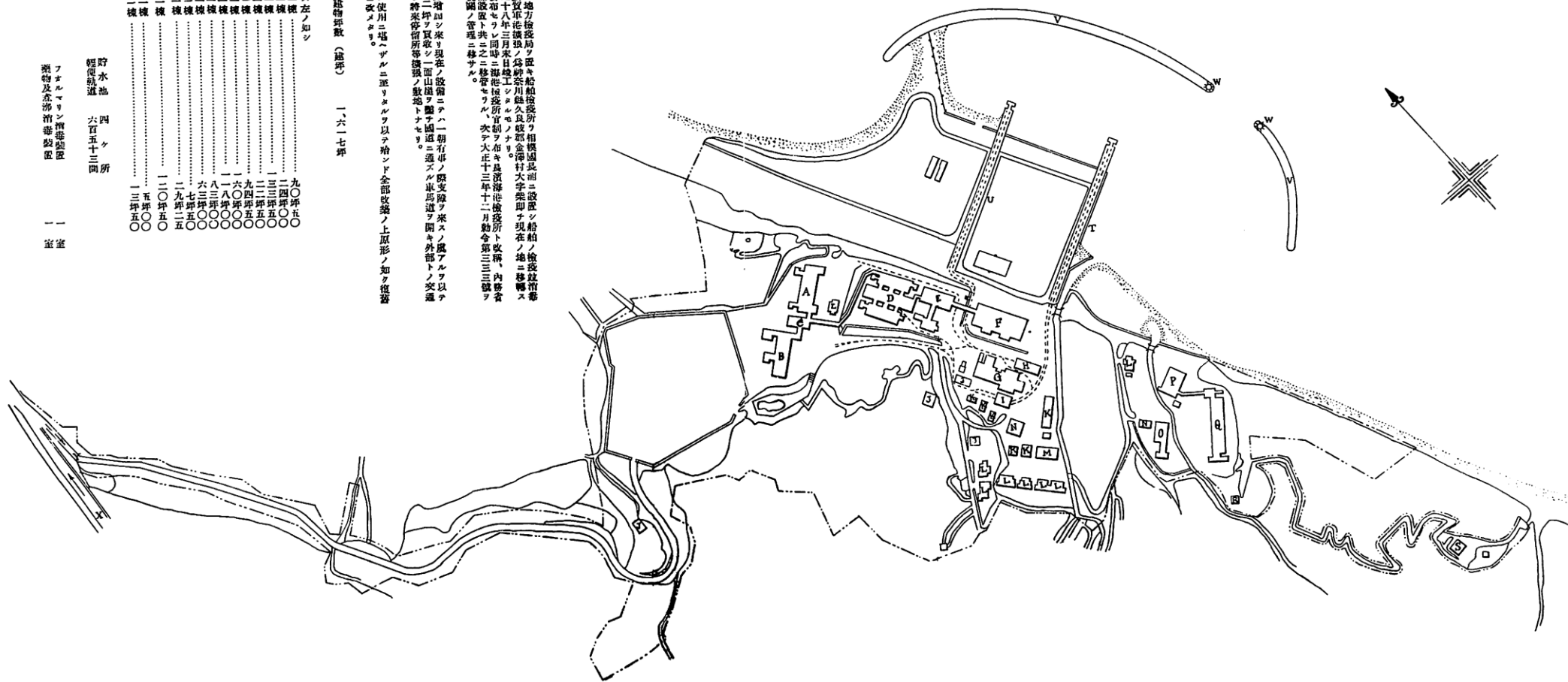
(5)長濱検疫所の図(昭和10年6月)横須賀鎮守府検閲済

Y. X. W. V. U. T. S. R. Q. P. O. N. M. L. K. J. I. H. G. F. E. D. C. B. A.

一 號 停 留 所  
 二 號 停 留 所  
 一 號 停 留 所  
 二 號 停 留 所  
 事 務 所  
 汽 油 及 消 毒 所  
 フォルマリン 消 毒 所  
 米 消 毒 物 品 仕 譯 所  
 貯 水 池 (四ヶ所)  
 附 屬 倉 庫 (六ヶ所)  
 納 入 倉 庫 (八ヶ所)  
 備 用 倉 庫 (二ヶ所)  
 細 菌 檢 査 所  
 病 院  
 屍 體 置 場  
 火 葬 場  
 未 消 毒 棧  
 防 波 堤  
 桂 燈 立 標 (二ヶ所)  
 横 濱 二 至 五 路  
 檢 疫 所 二 至 五 路

長濱検疫所之圖

(昭和七年八月横須賀鎮守府検閲済)



一、沿革 大要  
 明治二年七月、コレラノ病流行ノ際、神奈川縣ニ地方検疫局ヲ置キ、船檢疫所ヲ相模國長浜ニ設置シ、船檢ノ檢疫並消毒ヲ開始シタルルヲ以テ、鳴矢トス。明治二十七年、横須賀軍港擴充ノ爲メ、船檢疫所ノ舊址ニ移シ、現存ノ地ニ移轉ス。昭和二年、法律第十九號ヲ以テ、海陸検疫法ヲ發布セリ。同地ニ海陸検疫所官署ヲ布キ、長濱海陸検疫所ト改稱シ、内務省ノ直轄トナリシガ、同三年三月、神奈川縣廳事務部改組ニ依リ、同地ニ移シ、長濱港務部事務ノ管理ニ移サレリ。以テ、該地官制ヲ改正セリ。港務部ノ事務ハ、横濱税關ノ管理ニ移サレリ。

一、敷地ノ擴張  
 外航船ノ船隻數ニ擴大シ、船隻ノ數ニ亦増加シ、現在ノ設備ニテハ一朝有事ノ際、檢疫ヲ來スル船アルヲ以テ、大正十年、度ニ於テ敷地ニ擴張セル民有地七ヶ坪ヲ買収シ、一面山道ヲ鑿テ、鐵道ニ通ズル車馬道ヲ開キ、外部トノ交通ヲ便利シタルト共ニ、約三ヶ坪ノ埋立地均ク施シ、將來停泊所等擴張ノ敷地トナセリ。

一、改築  
 大正十二年九月一日、大震災ニ依リ、舊來ノ建物ハ、使用ニ堪はずルヲ以テ、殆ソド全部改築ノ上、原形ノ如ク復舊セリ。同時ニ消毒棧ニ基ハ、S.K.式真空消毒機置ニ使用メナリ。

一、敷地及建物坪數  
 敷地坪數 二、三三、〇〇坪  
 建物坪數 (總坪) 一、六二七坪

建物、五十棟ニシテ、其内主要ナルモノヲ舉ゲレバ、左ノ如シ

本務所	九〇坪五〇
倉庫	二四坪五〇
汽船及消毒所	二四坪五〇
フォルマリン消毒所	二四坪五〇
一號留室 (四十二人)	九四坪五〇
二號留室 (四十二人)	九四坪五〇
三號留室 (收容定員十六人)	一八坪〇〇
四號留室 (收容定員十六人)	一八坪〇〇
病院事務所 (收容定員百人)	六三坪〇〇
同附屬倉庫	七坪五〇
細菌檢査所	二九坪五〇
病院 (收容定員二、二三人)	二〇坪五〇
屍體置場	五坪五〇
火葬場	三坪五〇

貯水池 四ヶ所  
 郵便掛道 六百五十三間  
 フォルマリン消毒機置 一室  
 酒物及煮沸消毒機置 一室

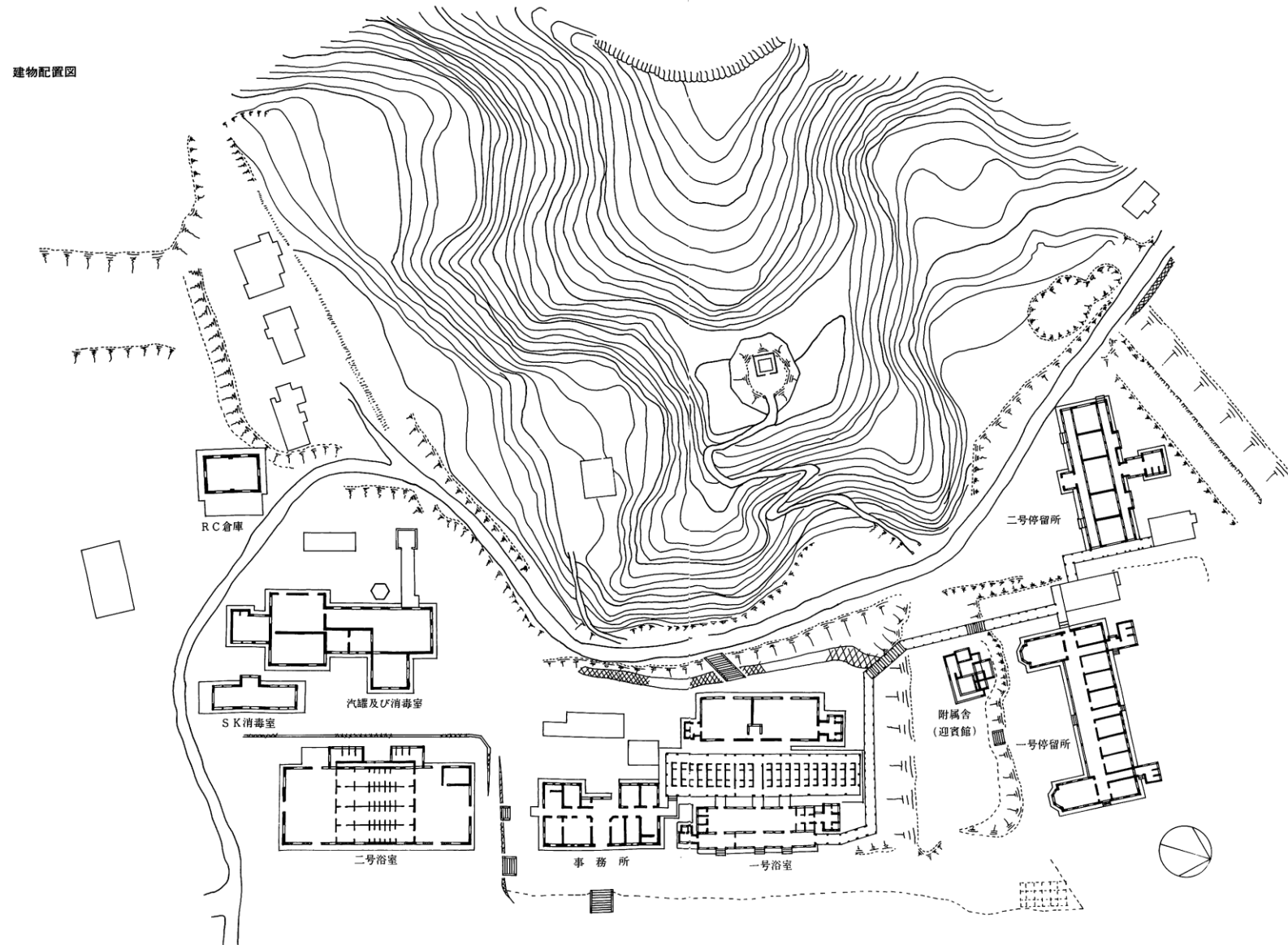
一、陸揚 檢物  
 防波堤南方 五〇間  
 檢標 (米消毒) 六五間  
 一、主要ナル消毒機置  
 蘇打及S.K.式真空消毒機置 二基  
 長濱ヨリ移築工費  
 骨造物新設及土地賃賃等ノ費用約拾萬圓  
 一、敷地 擴張 費  
 土地購入及地均道路開鑿等ノ費用約五萬五千圓  
 一、設備ニ依リ復舊改築費  
 貳拾萬九千五百圓 (附拾參萬)

昭和十年六月  
 横濱税關港務部



### 3.長濱検疫所の図面

(7)横浜検疫所長浜措置場建物配置図(昭和61年3月)



出典:建設省関東地方建設局営繕部  
「横浜検疫所長浜措置場建築調査記録」

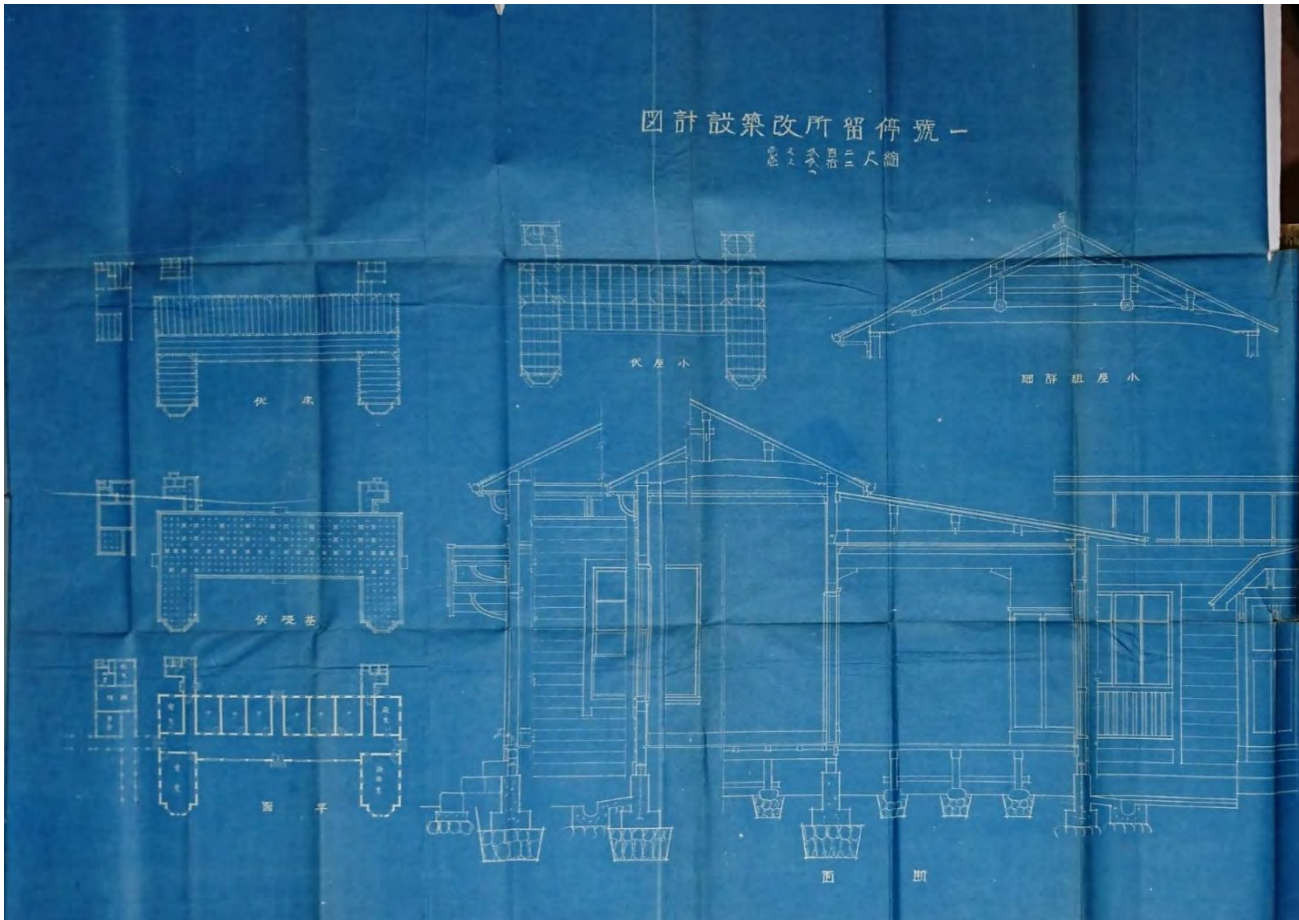
## 4. 関東大震災復旧工事の主な施設の図面

### (1) 一号停留所

大正13年6月4日起案の「長濱検疫所一号停留所其他復旧工事設計書」には、「一号停留所改築」と書かれており、古材等も使用したようです。右上は小屋組の詳細図、中央上は小屋伏図、左上は床伏図、左中は基礎伏図、左下は平面図、中央は食堂の南北方向の断面図です。



出典：『大正12年～昭和2年港務部営繕管理課』神奈川県立公文書館所蔵



出典：『大正12年～昭和2年港務部営繕管理課』神奈川県立公文書館所蔵



食堂(昭和28年)

右上が停留所全体の平面図、右下が南北方向の断面図です。出窓が設けられたことが分かります。

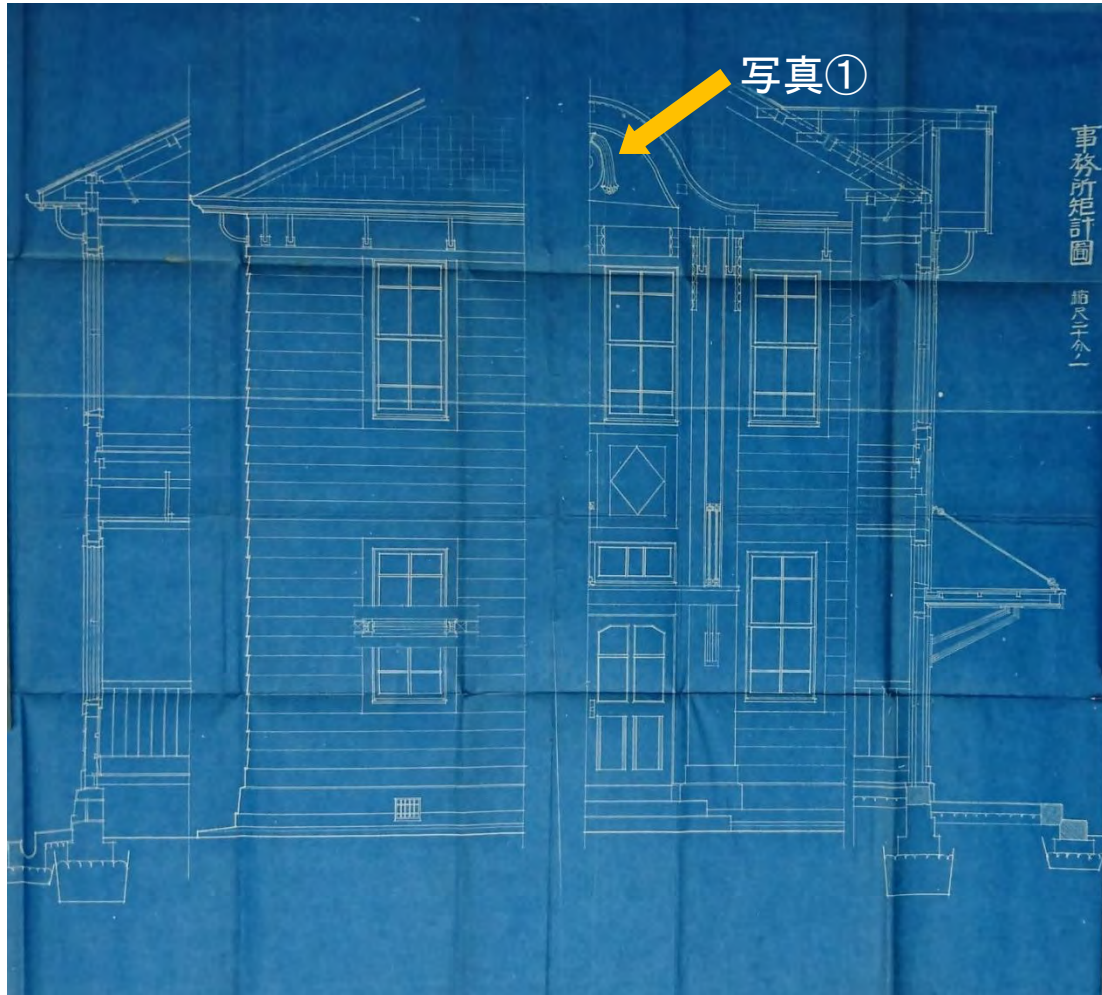
壁に取り付けられた窓の内側には両開き式のカーテンがあり、丈はカーテンレールから床上まであります。

食堂の写真にカーテンが見られます。

## 4. 関東大震災復旧工事の主な施設の図面

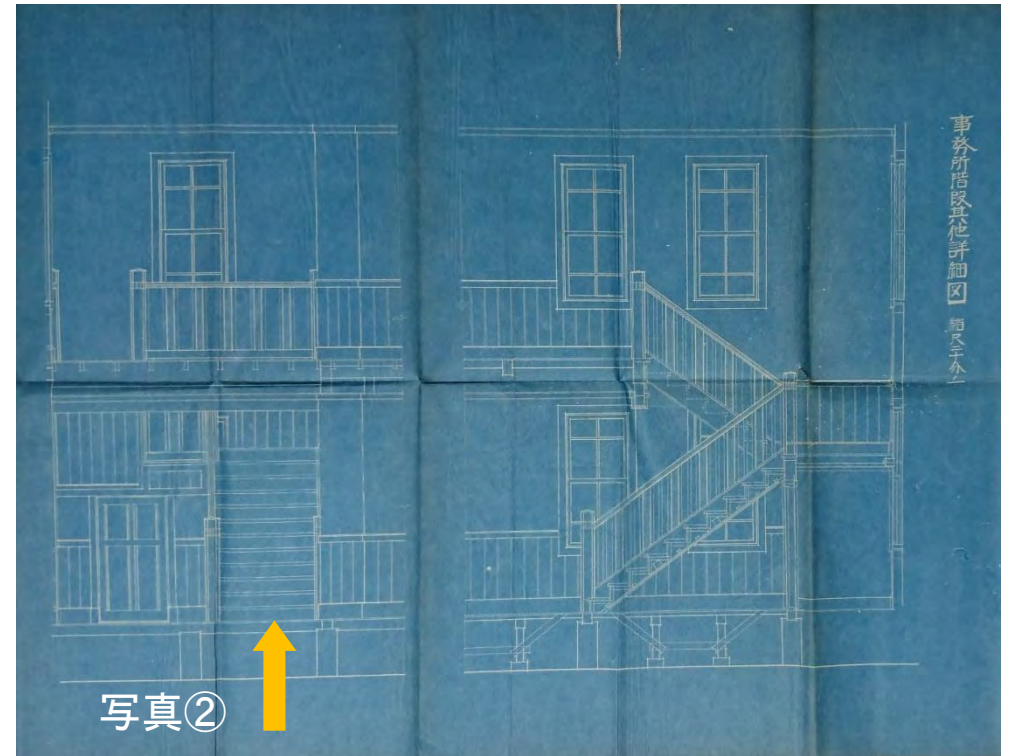
### (2) 検疫所事務所

震災後の事務所について、「大正12年9月1日 震災被害調査表控」では、「傾斜 大破壊」とあり、大正13年2月25日起案には「長濱検疫所事務室其他新改築工事設計書」(事務所を事務室と表現)とあることから「新築」であったことが推察されます。



出典:『大正12年～昭和2年港務部営繕管理課』神奈川県立公文書館所蔵

出典:『大正12年～昭和2年港務部営繕管理課』神奈川県立公文書館所蔵



正面2階には、葡萄紋様の花飾りの漆喰細工を施した「ペディメント」が設けられました。

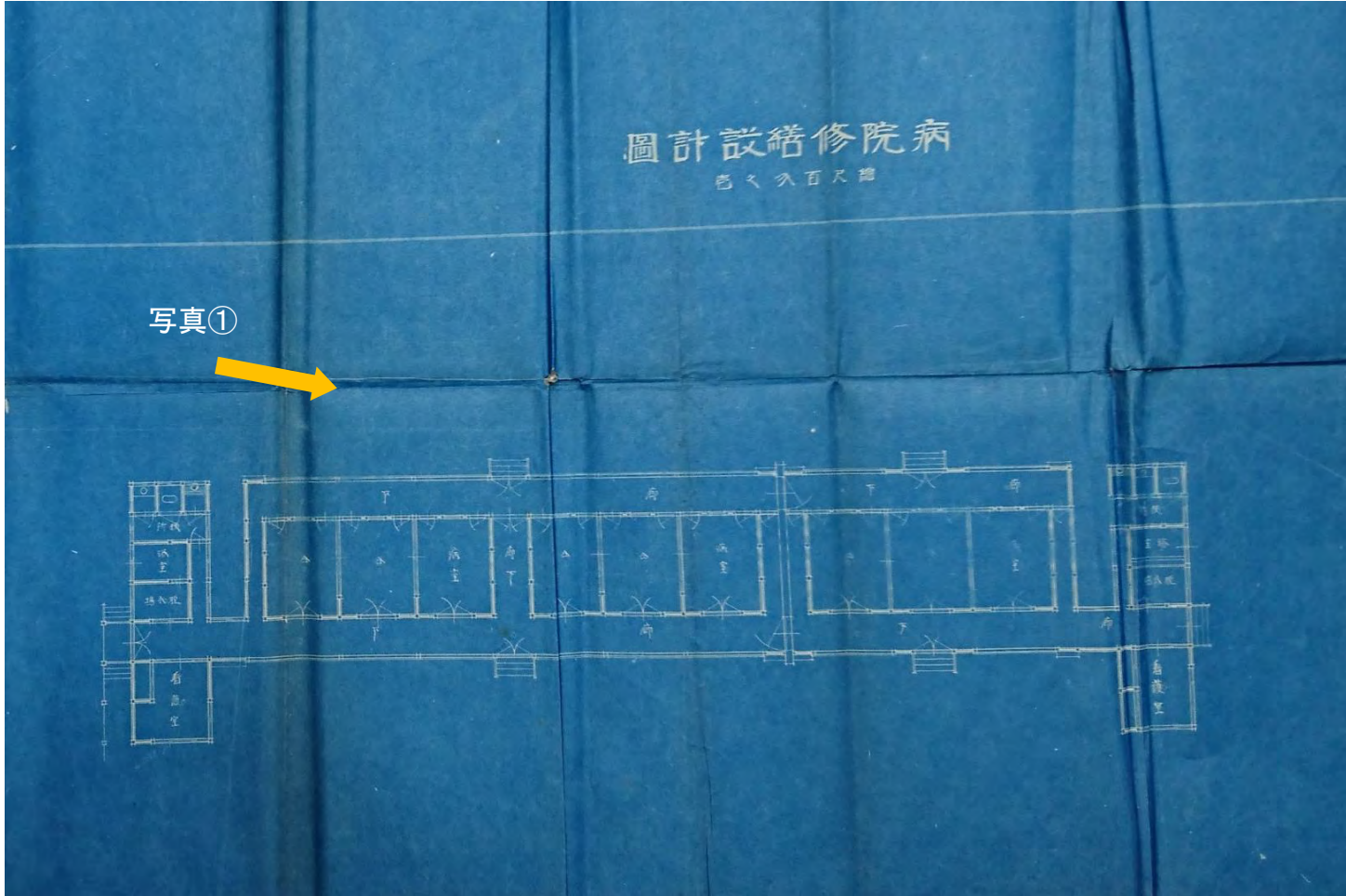


事務所階段です。

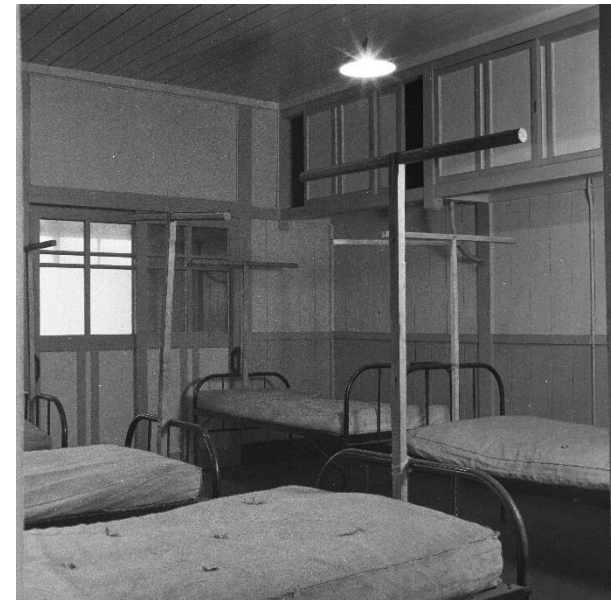
## 4. 関東大震災復旧工事の主な施設の図面

### (3) 伝染病院

伝染病院は幅65cmある「煉瓦隔壁」が特徴で、病室と事務部門を分けていました(写真①)。



図面の矢印の  
あたりから撮影  
した写真です  
(昭和28年)。  
写真左側に  
「煉瓦隔壁」(矢  
印)が見えます。



昭和28年当  
時の伝染病院  
の室内です。

## 4. 関東大震災復旧工事の主な施設の図面

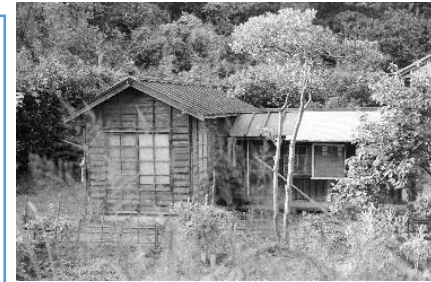
### (4) 細菌検査室



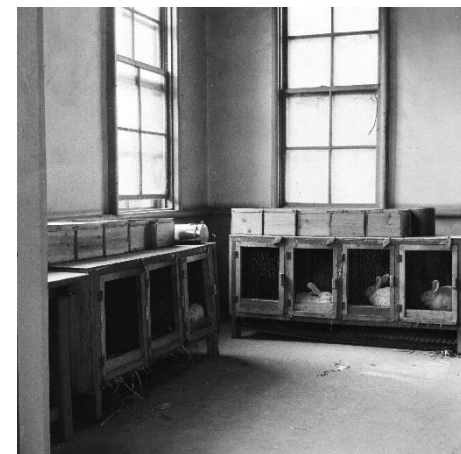
野口英世が勤務した細菌検査室です。震災前と同じ建坪(29.25坪[96.5㎡])に改築しました。

右下の図面の左側が検査室(6室)で渡り廊下を経て右側に控室がありました。

昭和24年からは、試験動物舎として使用していました。



試験動物舎控室と廊下(昭和46年)



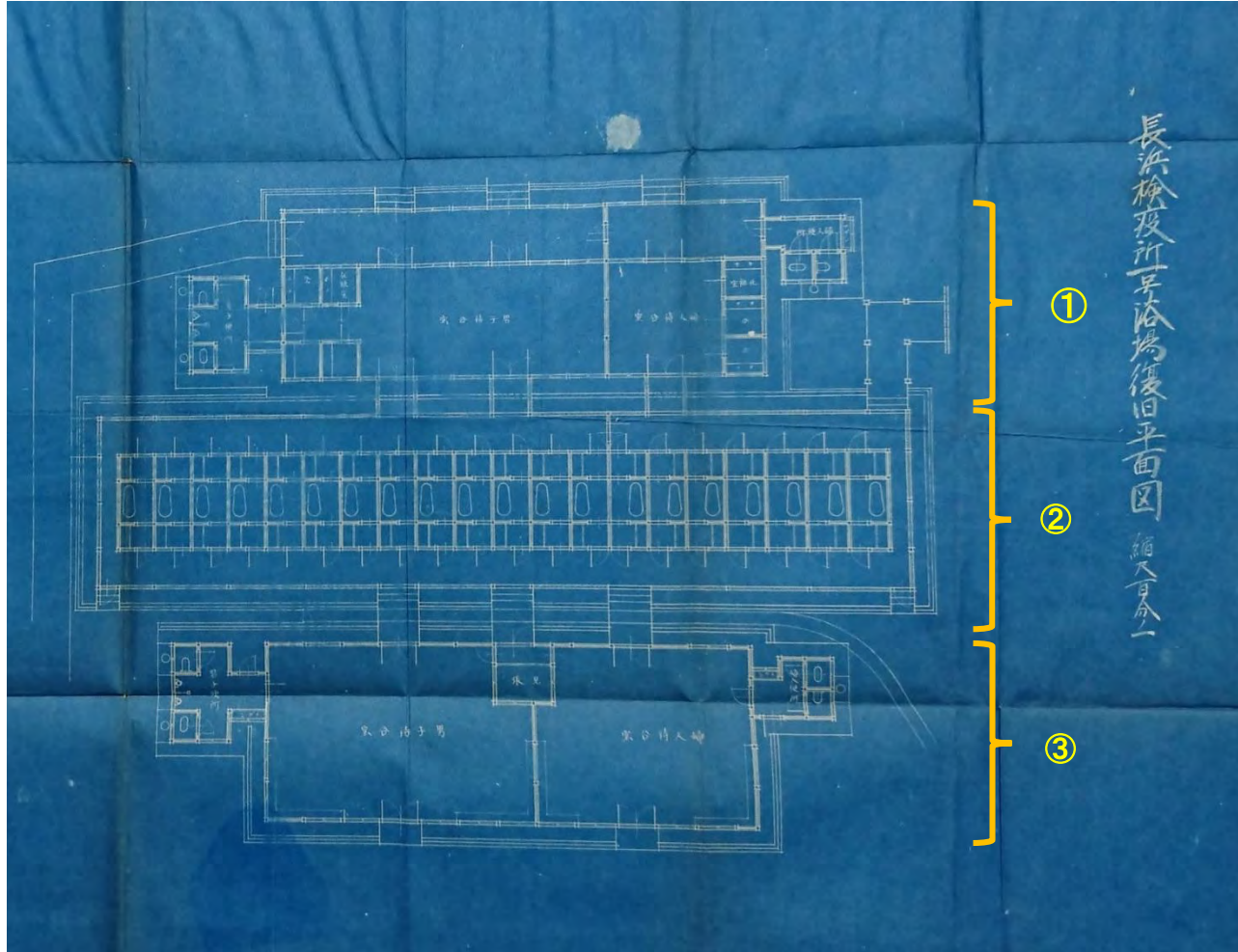
昭和28年当時の試験動物舎内部の写真です。うさぎが見えます。

## 4. 関東大震災復旧工事の主な施設の図面

### (5) 一号浴室

一号浴室は、上等船客用の浴室として設けられました。

船客等は、まず図面①未消毒待合所で脱衣カゴに衣類を脱ぎ、②へ移動します(脱いだ衣類と持参物は全て消毒室で消毒されます)。そして②でシャワーを浴び、浴槽につかって薬物消毒を行います。入浴後は③既消毒休憩所へ移動し、用意された浴衣、帯、草履に着替えてくつろいだようです。その後、消毒された衣類に再び着替え、既消毒棧橋を渡って帰船しました。なお、明らかな病人は伝染病院へ、感染症の疑いのある方々は一号停留所へ移動しました。また、浴室には医師等を配置していました。



昭和28年当時、  
一号浴室の浴室  
内部です。  
シャワーが上  
に見えます。



昭和28年当時、  
一号浴室既消毒  
休憩所内部(写  
真左側が浴室、  
右側がトイレで  
す。)

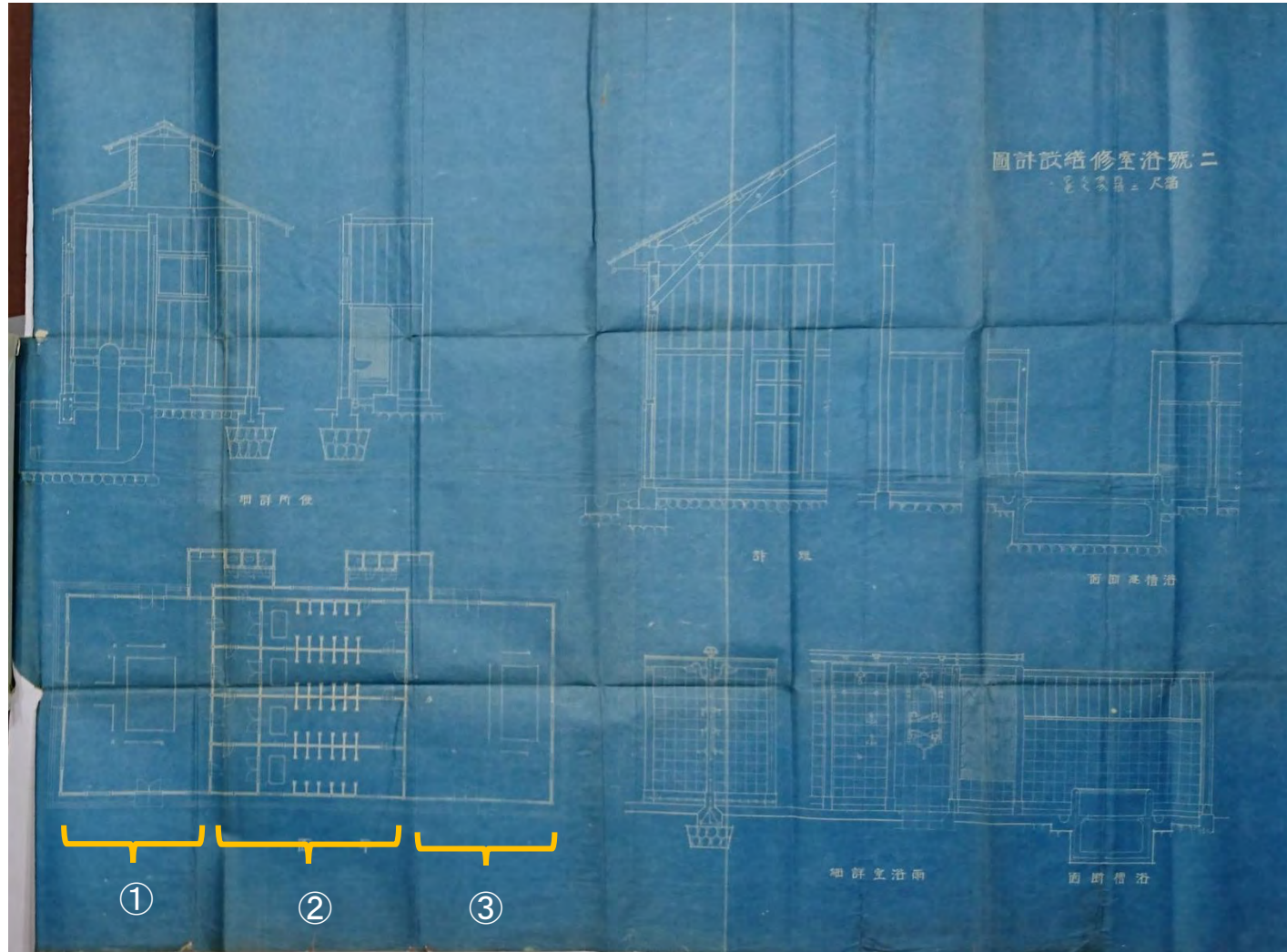
## 4. 関東大震災復旧工事の主な施設の図面

### (6) 二号浴室

二号浴室は、下等船客用の浴室として設けられました。

一号浴室と同様に、船客等は、図面①未消毒待合所→②浴槽→③既消毒休憩所へと移動し、消毒された衣類に再び着替え、既消毒棧橋を渡って帰船しました。

明らかな病人は伝染病院へ、感染症の疑いのある方々は二号停留所へ移動しました。また、浴室には医師等を配置していました。



昭和28年当時、二号浴室内の写真です。前室の次が浴槽、シャワー室の順になっています。

# 4. 関東大震災復旧工事の主な施設の図面

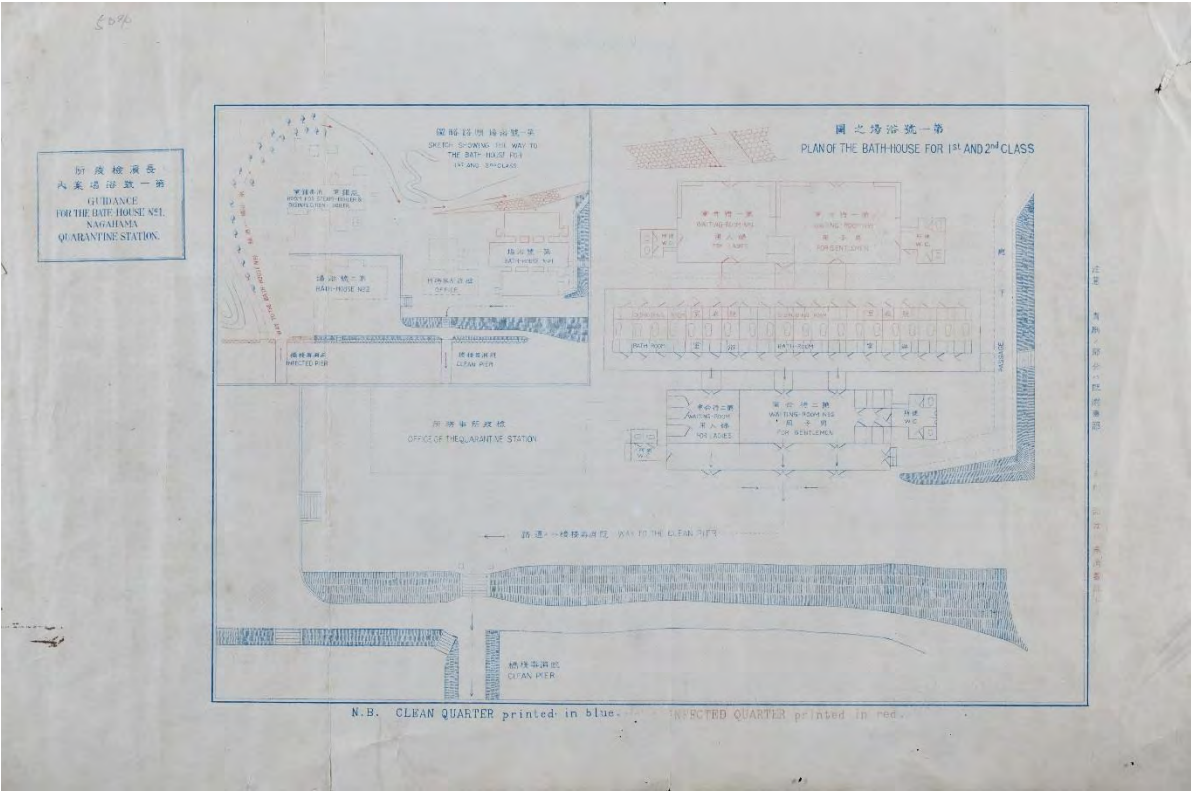
【参考】長濱検疫所一号浴室及び二号浴室利用者に対する説明書(昭和5年5月)

## ① 一号浴室用

消毒を命ぜられた上等船客などは、施設の説明書を検疫所職員から配布されました。表に未消毒棧橋から一号浴室までの移動図、裏には一号浴室内の利用方法が書かれています。なお、説明書では、施設内の未消毒箇所を朱書きにして注意喚起を図っていました。同様に、二等浴室利用者にも一号浴室利用者と説明書が配布されていました(次のページをご覧ください。)

表

裏



**GUIDANCE FOR THE BATH-HOUSE No. 1.**

All persons, who are required to come on shore to undergo disinfections, shall observe the following Articles, while they shall have to comply with all the directions of the officers concerned.

- All persons, who are required to take a bath, shall be inspected one after another in the waiting-room No. 1 inside the bath-house No. 1 or another place assigned for that purpose.
- Money, watch, jewellery, and valuable metals etc. shall be put in the above mentioned sack, and attaching a number ticket on it, deposited to the officers concerned.
- Leathers, lacquer-wares, painted articles, rubber manufactures, furs, tortoise-shell, ivory etc. and any other articles, which are liable to explode or catch easily fire, shall be deposited separately distinguishing from other articles; however if they are of small sizes, they shall be put in the above sack for valuables.
- Gunpowder, shells or medicines etc., which are liable to catch fire or explode by the steam-disinfection, and provisions, canned foods, soap, cakes and sugar etc., which are liable to melt or damage, shall be deposited separately distinguishing from other articles to avoid any damage or accident, after carefully inspected pockets and other parts to ascertain whether or not such articles are left there.
- Hat, cap, bonnet, stick and umbrella etc. shall be put in a receptacle specially provided for.
- When proceeded to the disrobing room, all persons shall take off their own clothes and put them in a bamboo basket prepared there, and shoes, cloths etc. shall be put in a another basket specially provided for, and after attached a number ticket respectively on such basket, they shall proceed to the bath room. As towel, soap etc. are prepared in the bath-room, all persons shall not carry such things with them.
- When accompanied by children, their clothes, shoes, cloths, valuable articles etc. may be caused to be put in the same sack, basket etc. together with those of their protector, and in such a case the protector shall have to receive the number tickets and ring, mentioned in Article 2.
- All persons, who have taken a bath, shall wipe well their bodies and proceed to the dressing room next to the bath-room and put on a bath-dress which is prepared there and then proceed to the waiting-room No. 2.
- When all persons, who have taken a bath, shall be returned the valuable articles, clothes, shoes etc., which have been disinfected, in the waiting room No. 2, they shall produce the rings marking respective numbers.
- All persons, who have received their own clothes, shall put on them in the same in the waiting-room No. 2 and the bath dresses and others, which have been lent temporarily to them, must be returned to the officers concerned.
- All persons, who are ready for going back on board the ship, shall stand in a regular row in a place assigned by the officers concerned and be inspected one after another.
- The Quarantine station being divided into several districts for facilitating the disinfections, no persons shall enter into the districts other than that assigned respectively to them or stroll in the compound.
- Besides the foregoing Articles, all persons shall ask the officers concerned what they do not understand well and observe their directions.

The 2nd day of the 5th month of the 14th year of Taisho.  
**NAGAHAMA QUARANTINE STATION.**

**第一號浴場案内**

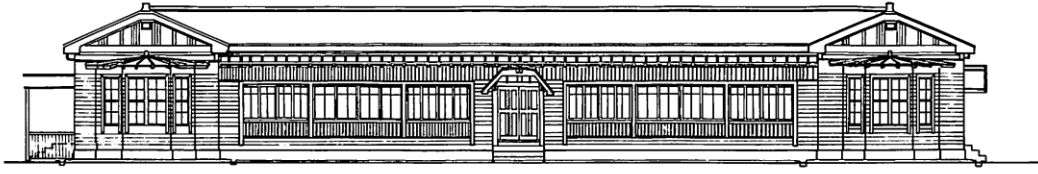
消毒を命ぜられた上等船客などは、施設の説明書を検疫所職員から配布されました。表に未消毒棧橋から一号浴室までの移動図、裏には一号浴室内の利用方法が書かれています。なお、説明書では、施設内の未消毒箇所を朱書きにして注意喚起を図っていました。同様に、二等浴室利用者にも一号浴室利用者と説明書が配布されていました(次のページをご覧ください。)

昭和五年五月 長濱検疫所

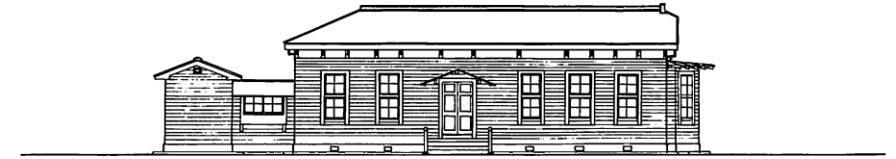


# 5. 横浜検疫所長濱措置場の主な施設の図面(昭和61年3月)

(1) 一号停留所



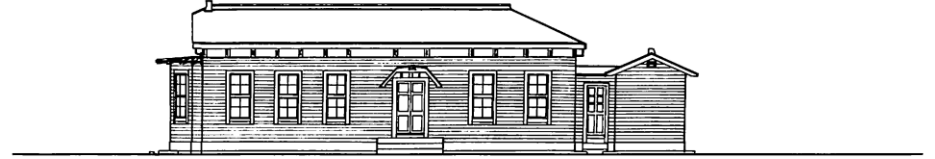
南立面図



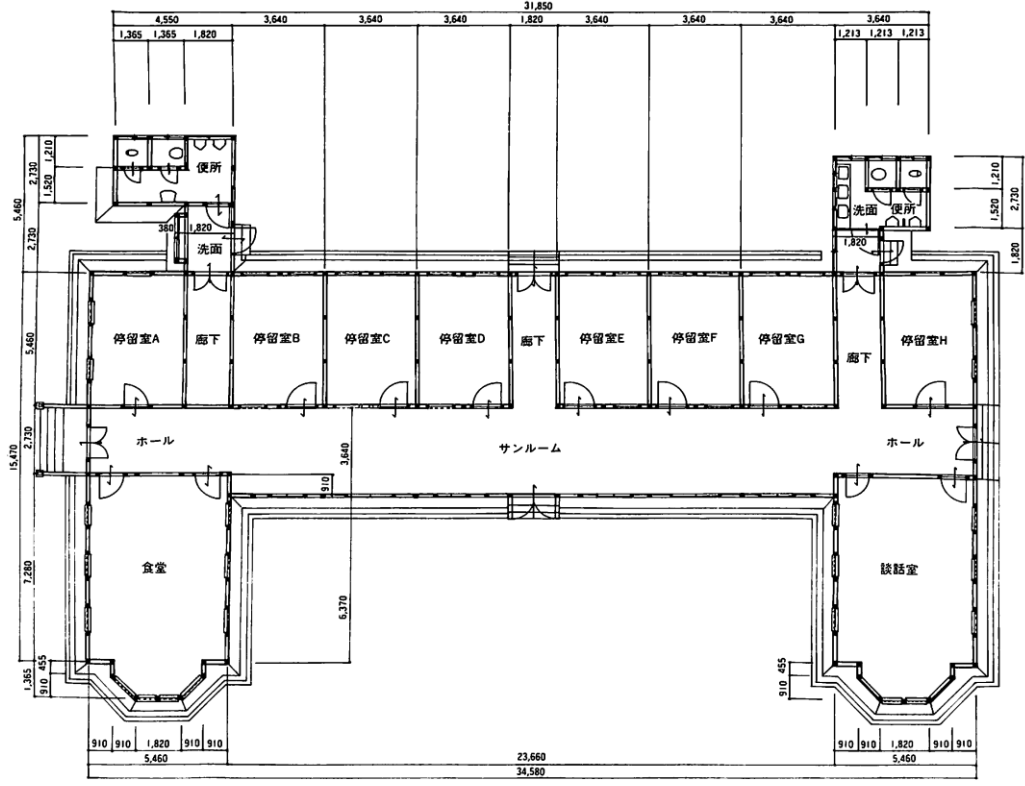
西立面図



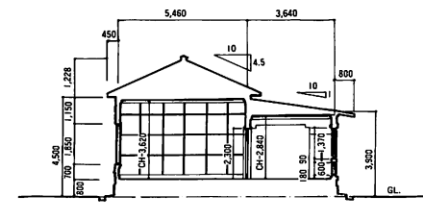
北立面図



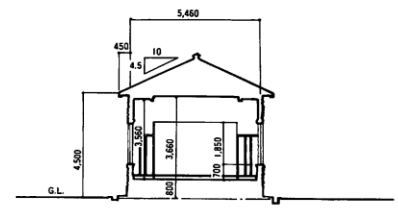
東立面図



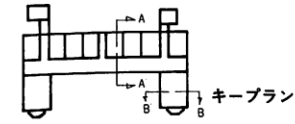
平面図



A-A' 断面図



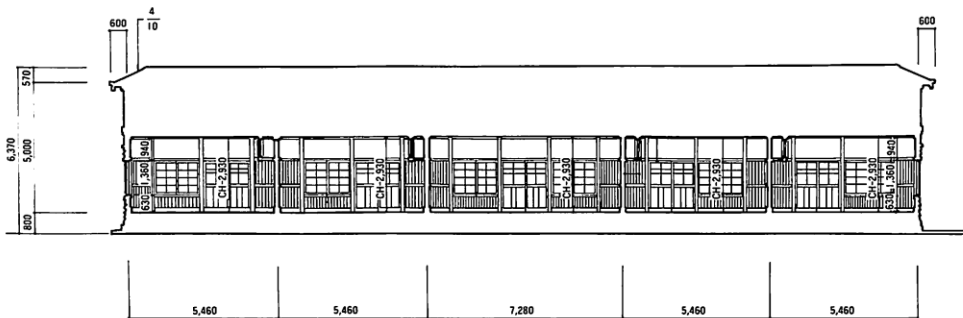
B-B' 断面図



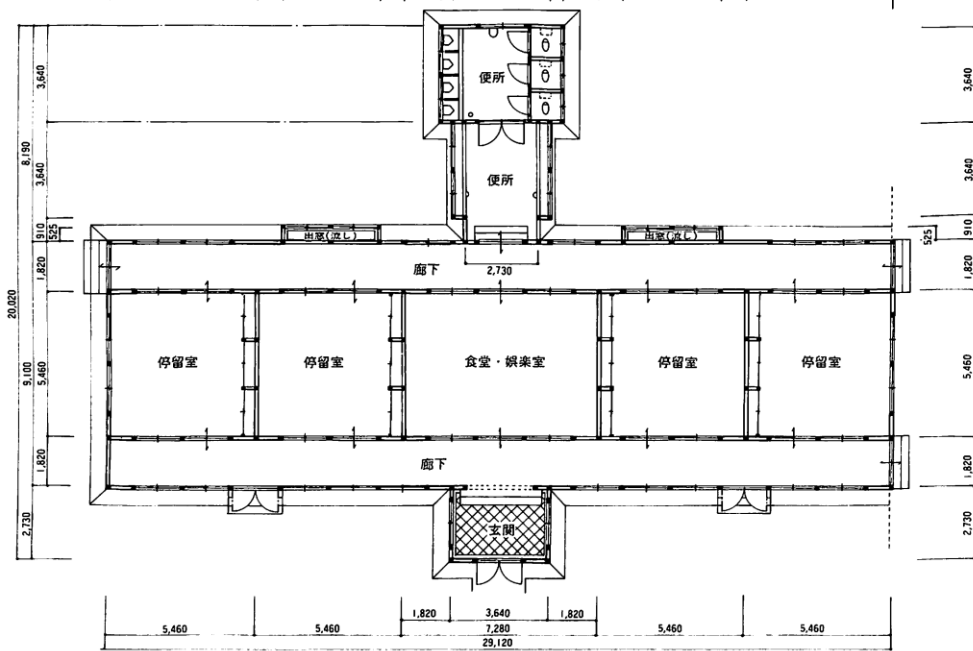
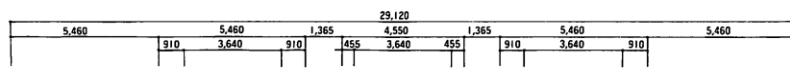
出典: 建設省関東地方建設局営繕部「横浜検疫所長濱措置場建築調査記録」

# 5.横浜検疫所長濱措置場の主な施設の図面(昭和61年3月)

## (2) 二号停留所



断面図



平面図



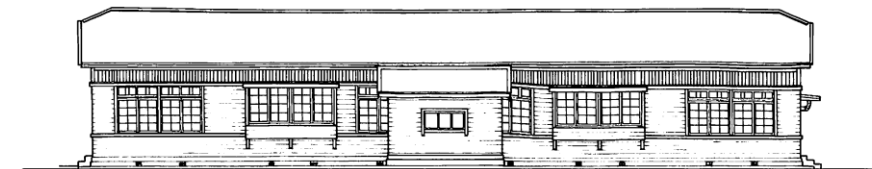
西立面図



南立面図



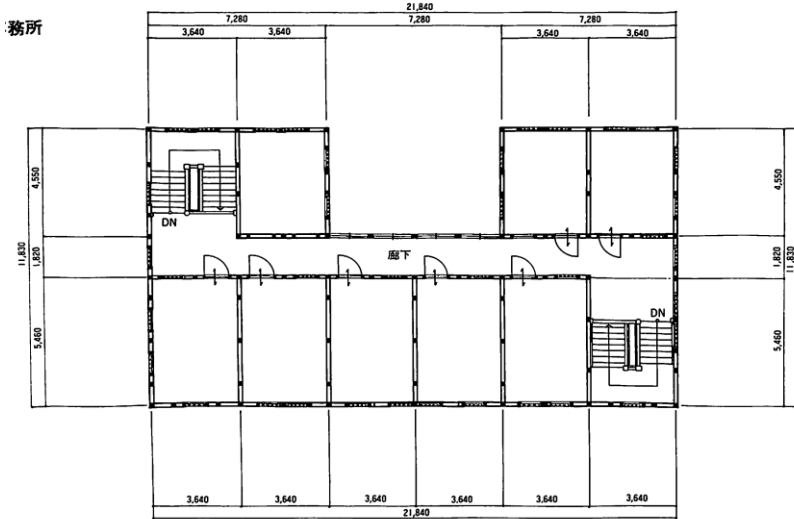
東立面図



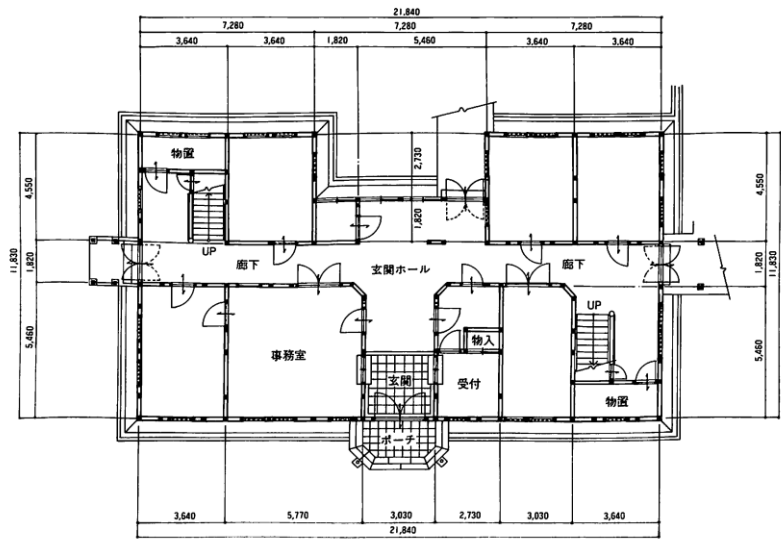
北立面図

# 5. 横浜検疫所長濱措置場の主な施設の図面(昭和61年3月)

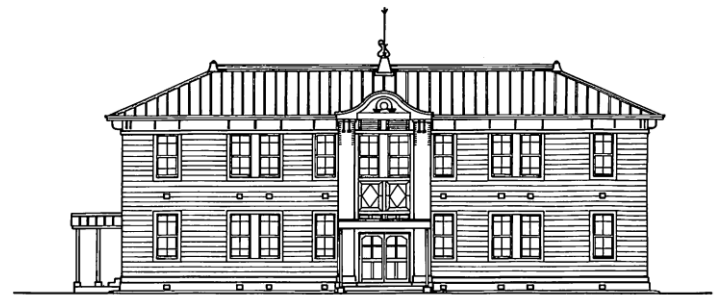
## (3) 検疫所事務所①



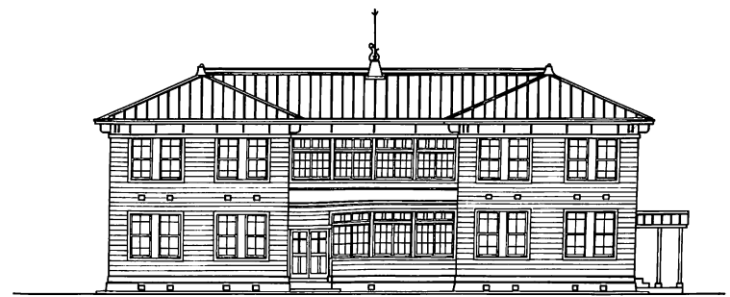
二階平面図



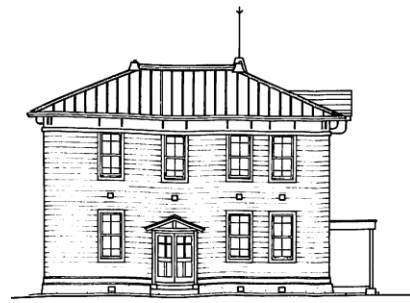
一階平面図



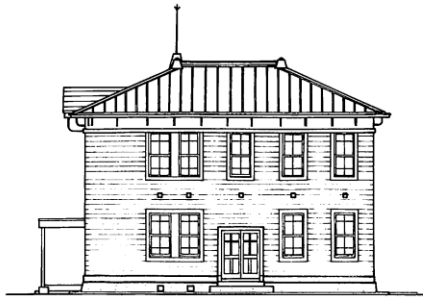
東立面図



西立面図



南立面図

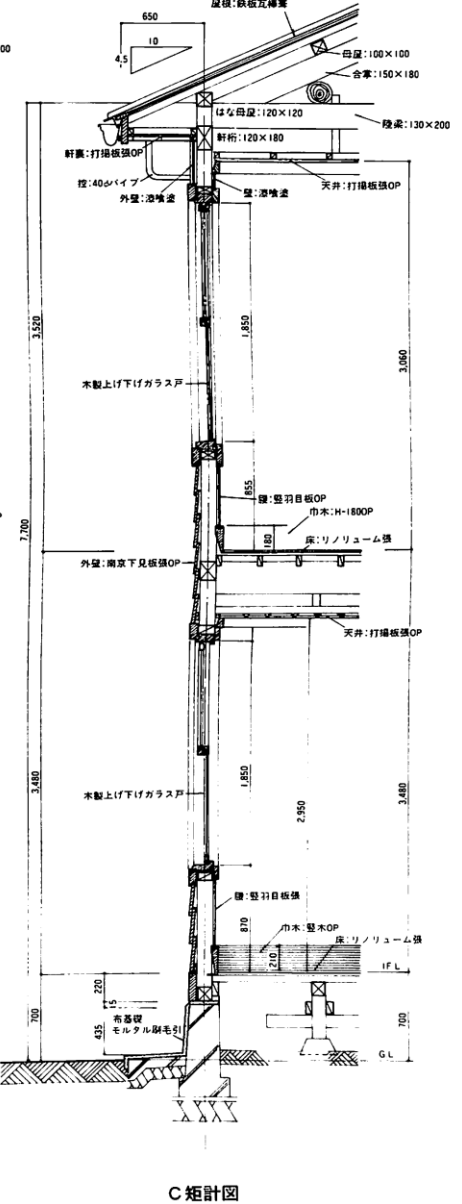
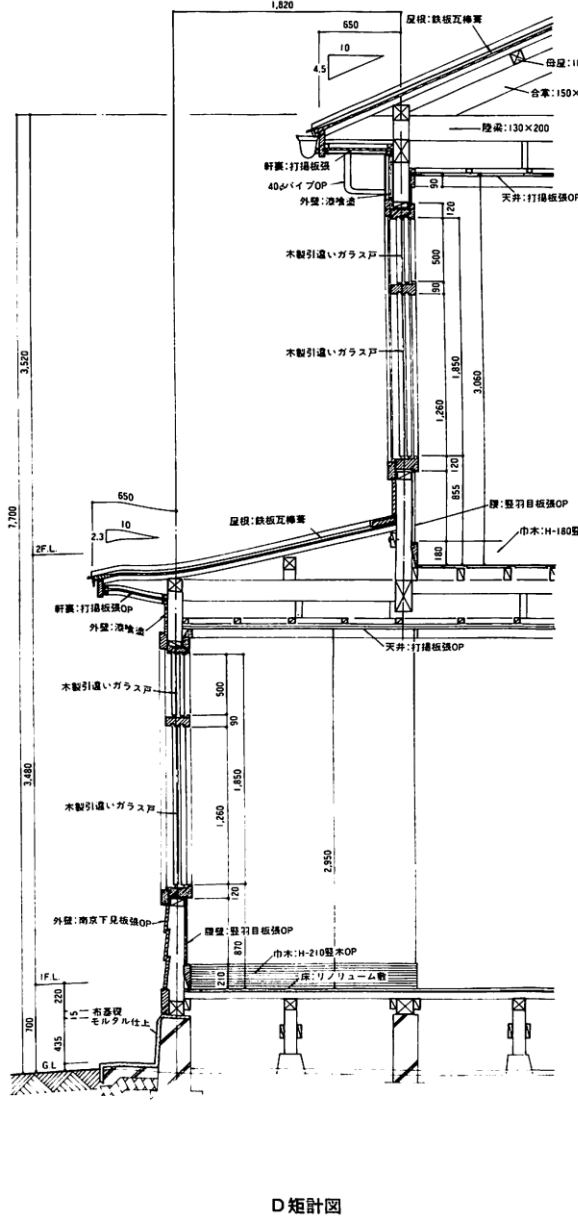
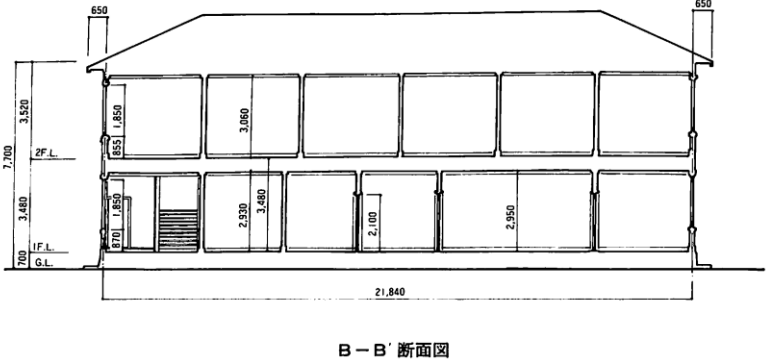
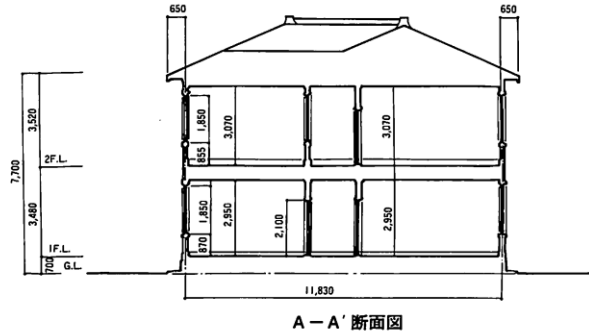
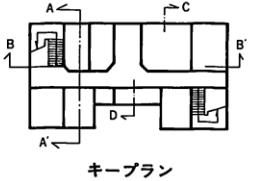


北立面図

出典: 建設省関東地方建設局営繕部「横浜検疫所長濱措置場建築調査記録」

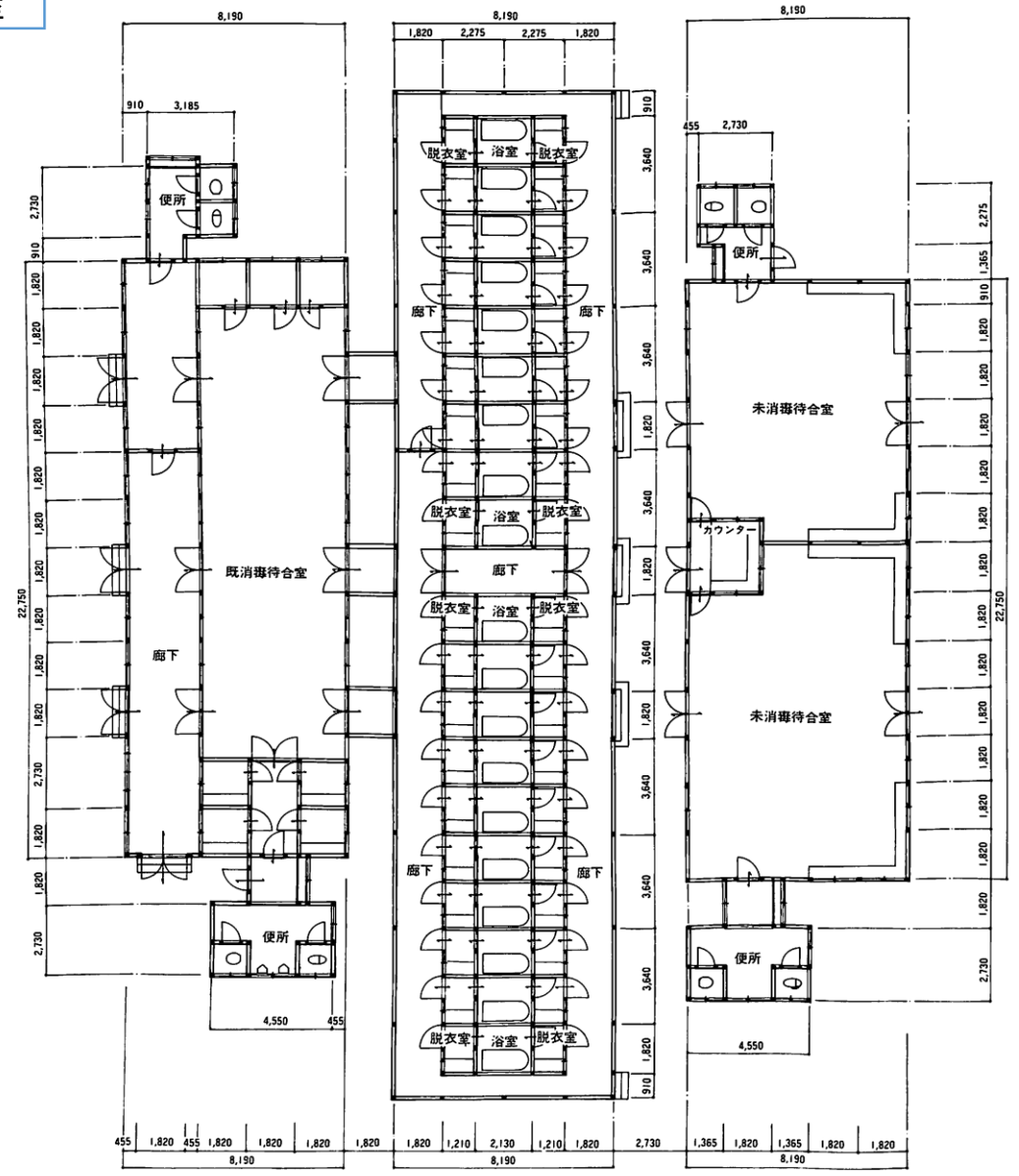
# 5. 横浜検疫所長濱措置場の主な施設の図面(昭和61年3月)

## (3) 検疫所事務所②



# 5. 横浜検疫所長濱措置場の主な施設の図面(昭和61年3月)

(4) 一号浴室



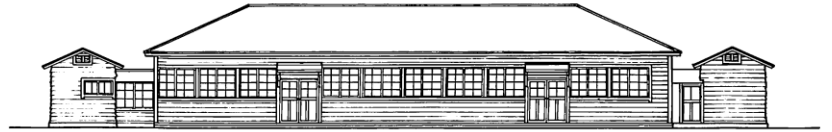
平面図



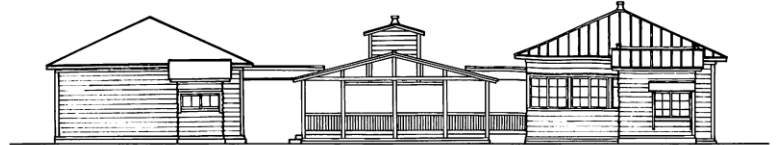
東立面図



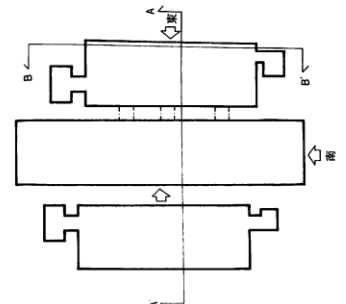
西立面図



B-B' 断面図



A-A' 断面図

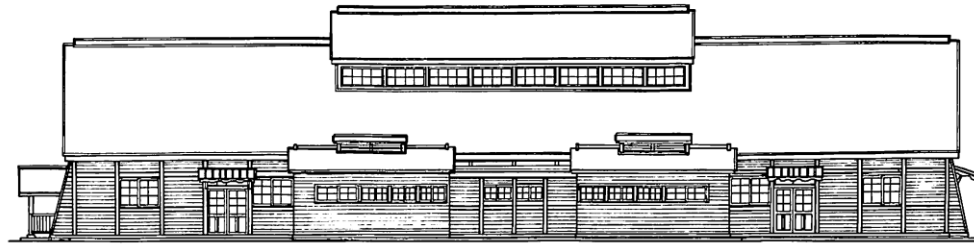


キープラン

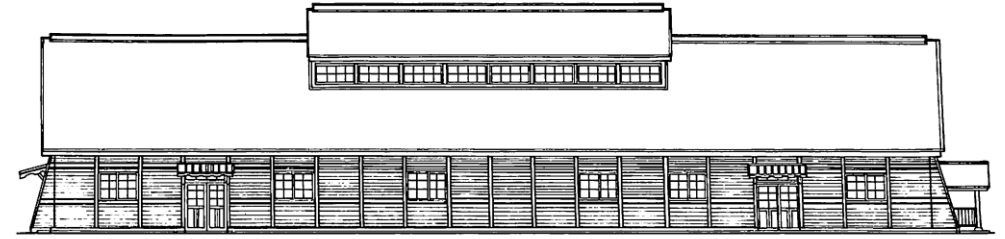
出典: 建設省関東地方建設局営繕部「横浜検疫所長濱措置場建築調査記録」

# 5.横浜検疫所長濱措置場の主な施設の図面(昭和61年3月)

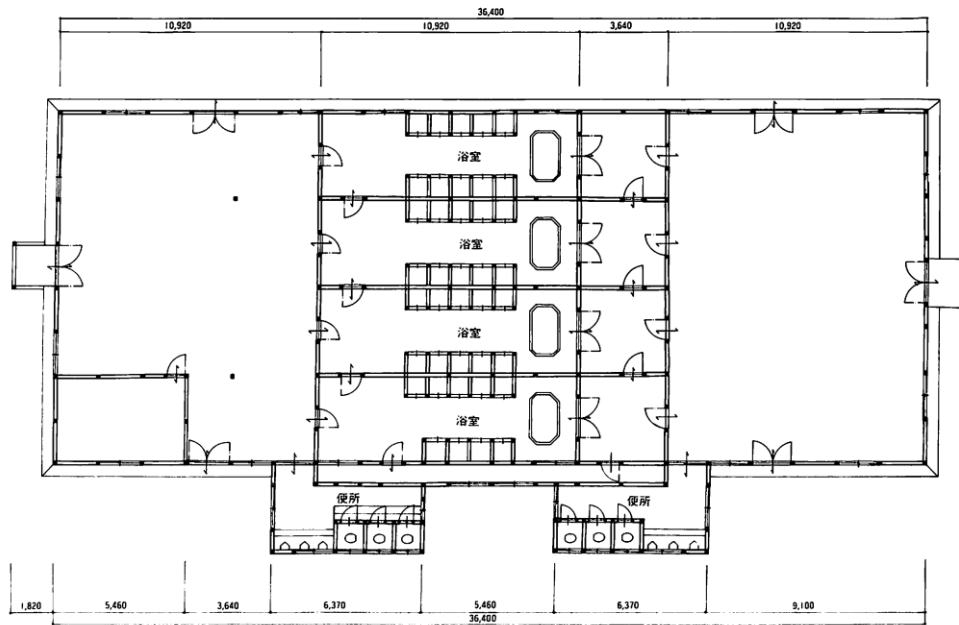
(5)二号浴室①



西立面図



東立面図



平面図



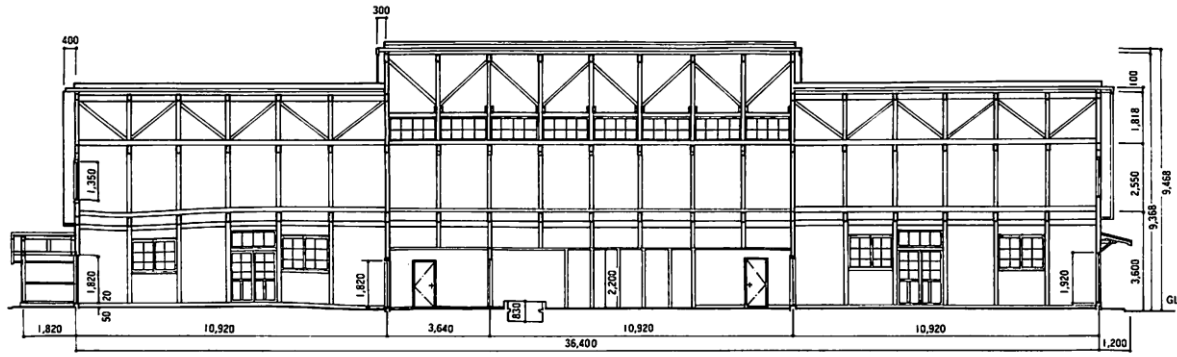
北立面図



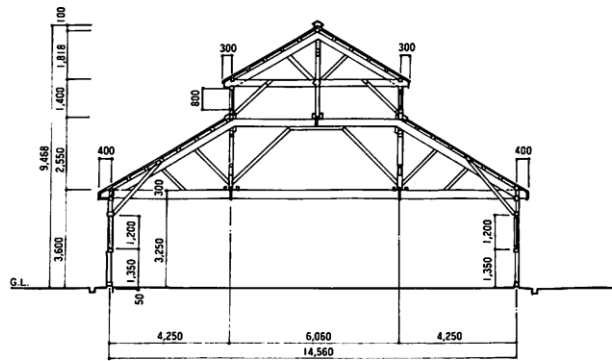
南立面図

# 5. 横浜検疫所長濱措置場の主な施設の図面(昭和61年3月)

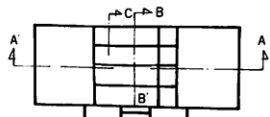
## (5) 二号浴室②



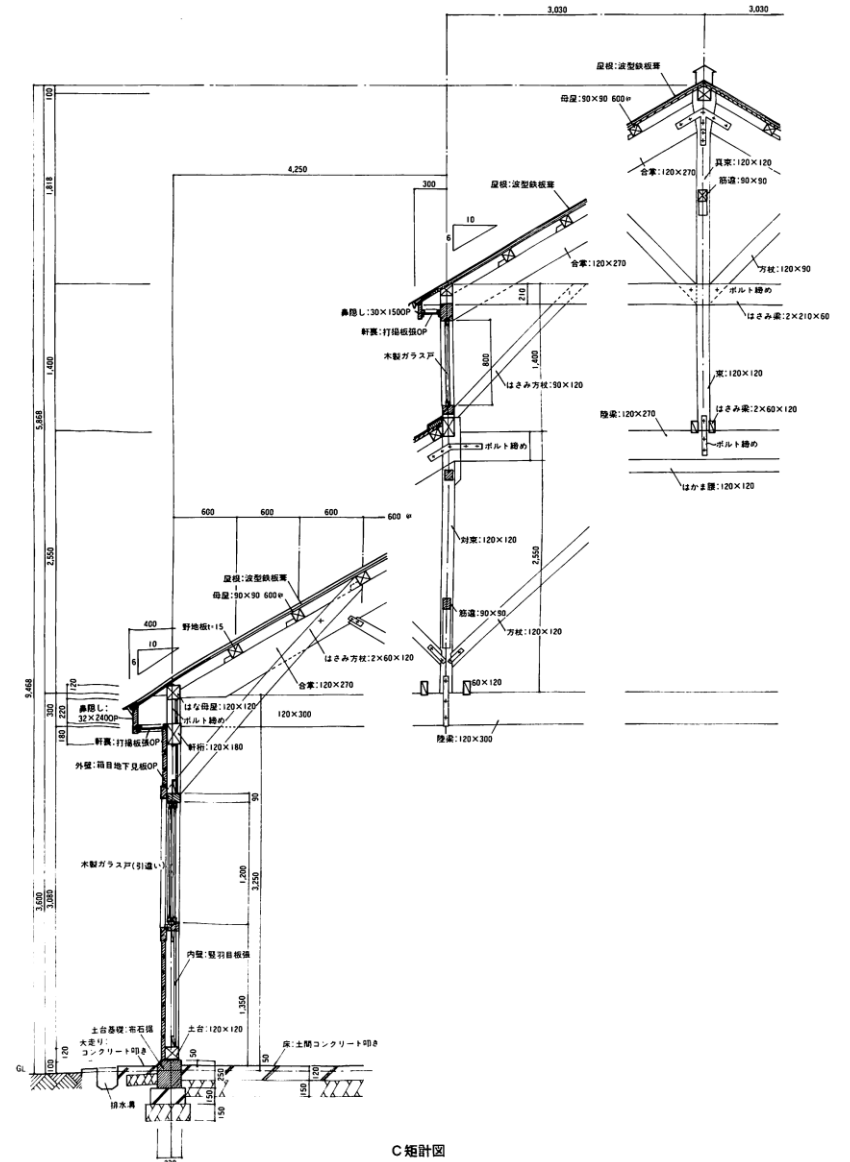
A-A' 断面図



B-B' 断面図



キープラン



C 組計図

## 参考文献

検疫制度百年史(厚生省公衆衛生局)  
検疫制度100周年記念誌(昭和54年7月(財)日本検疫衛生協会)  
明治27年8月11日内務省告示「衛甲第40号」(国立公文書館)  
新聞『日本』(明治28年4月2日)(日本新聞博物館)  
神奈川県公報(神奈川県立公文書館所蔵)  
関東大震災写真(国立科学博物館所蔵)  
昭和21年特殊物件処理委員会関係綴計画課(神奈川県立公文書館所蔵)  
帝国服制要覧(神奈川県立公文書館所蔵)  
大正12年～昭和2年港務部営繕管理課(神奈川県立公文書館所蔵)  
清水建設150年(清水建設株式会社)  
神奈川県寫眞帖(神奈川県立公文書館所蔵)  
大正5年神奈川県虎列刺流行誌(神奈川県立公文書館所蔵)  
神奈川県港務部要覧(神奈川県立公文書館所蔵)  
大正大震火災誌(大正15年7月神奈川県警察部)  
横浜検疫所長浜措置場建築調査記録(1986年3月建設省関東地方建設局営繕部)